

2014

ANNUAL REPORT

アクサ損害保険の現状



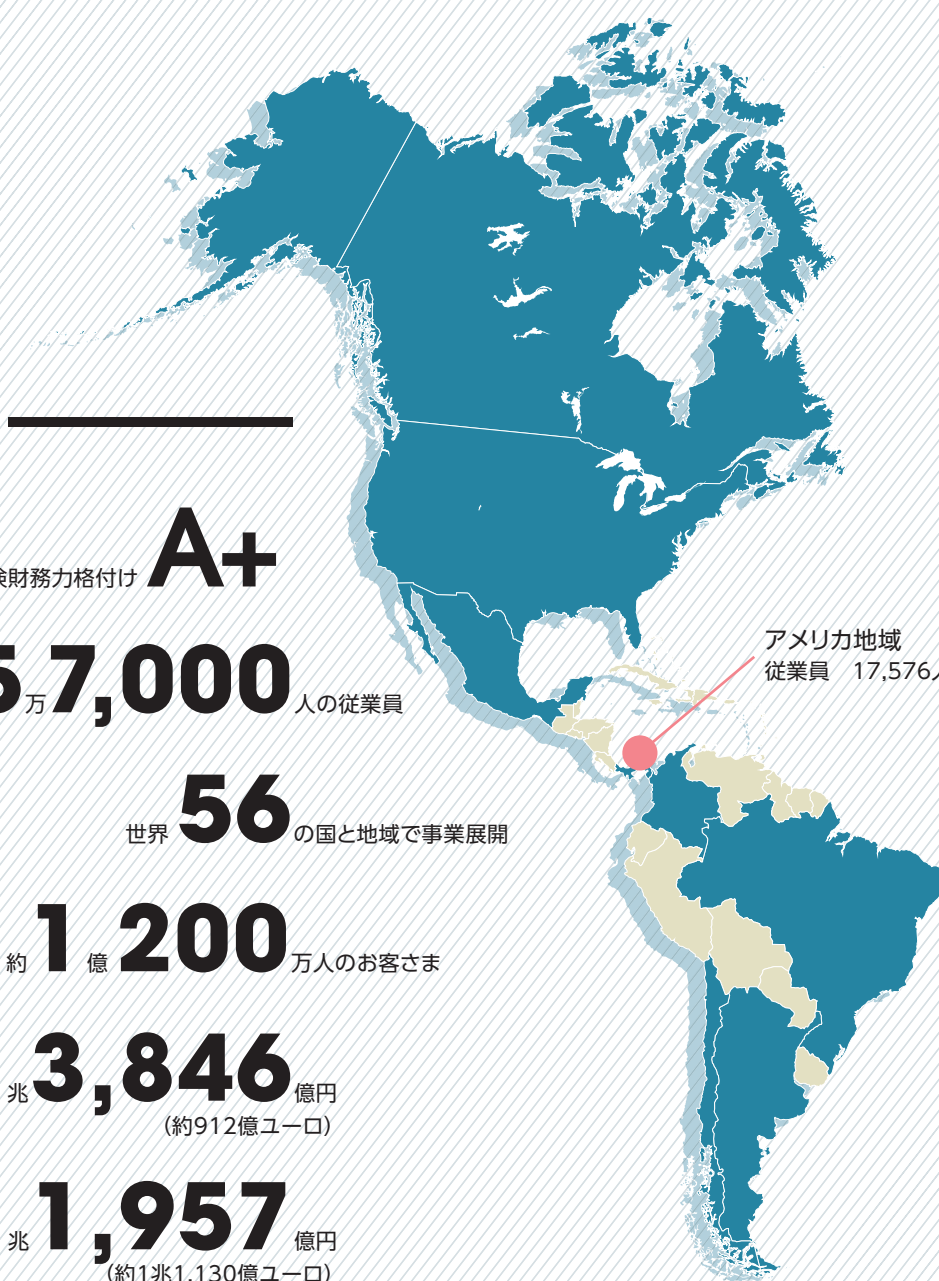
アクサダイレクト

redefining / standards

AXAは5年連続世界NO.1の保険ブランド*です

AXAは1817年にフランスで生まれ、世界56の国と地域、約1億200万人のお客さまから信頼をいただいている世界最大級の保険・資産運用グループです。

* インターブランド社[BEST GLOBAL BRANDS]より



S&P 保険財務力格付け

A+

世界に 約 **157,000** 万 人の従業員

世界 **56** の国と地域で事業展開

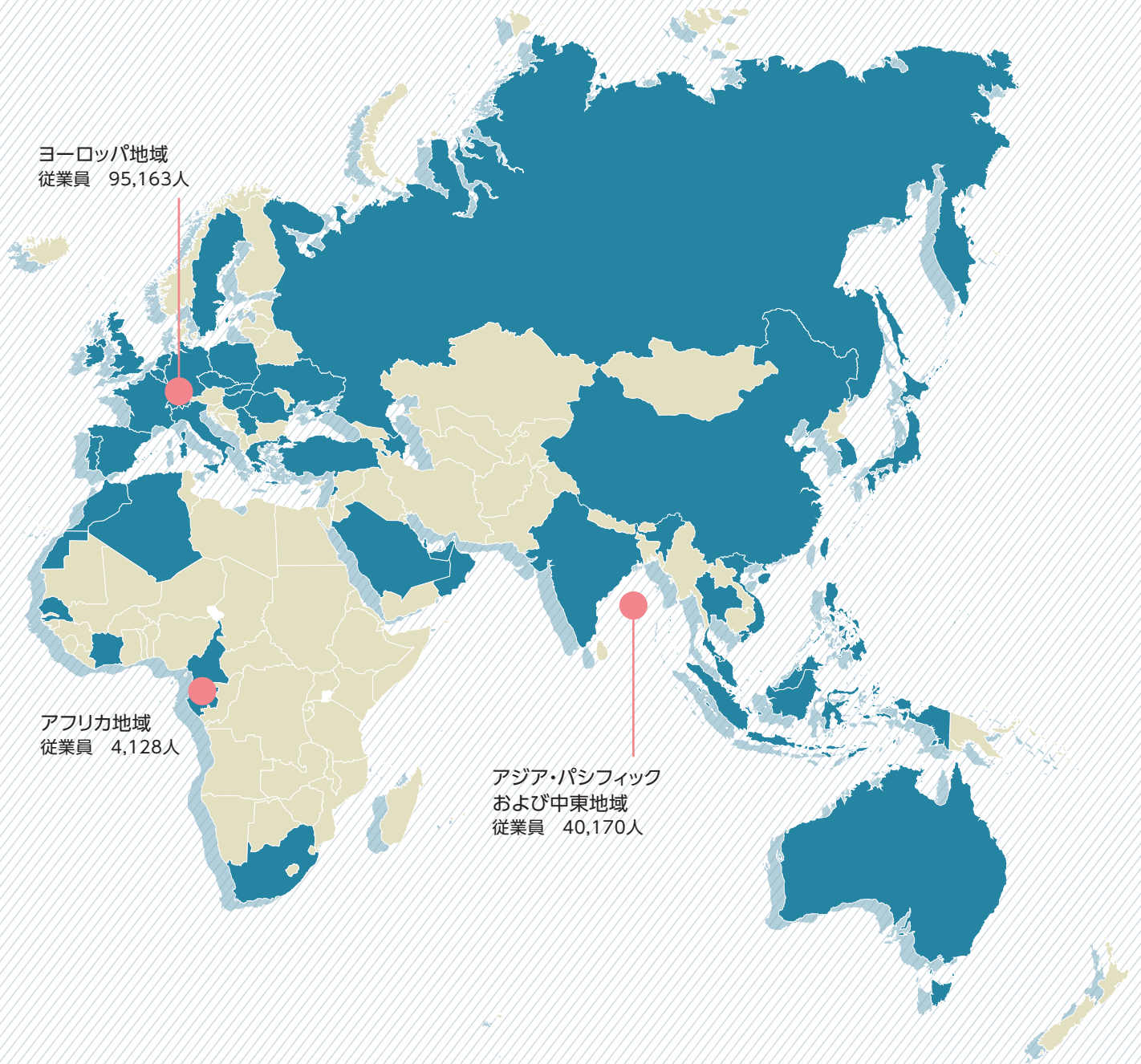
世界に 約 **1億200** 万人のお客さま

総売上 約 **11兆3,846** 億円
(約912億ユーロ)

運用資産総額 約 **161兆1,957** 億円
(約1兆1,130億ユーロ)

アンダーライニング・アーニングス
(基本利益) 約 **5,898** 億円
(約47億ユーロ)

純利益 約 **5,591** 億円
(約44億ユーロ)



数値は2013年 AXAグループ実績

※ 換算レート

総売上、アンダーライニング・アーニングス、純利益：1ユーロ=¥124.76(2013年平均)

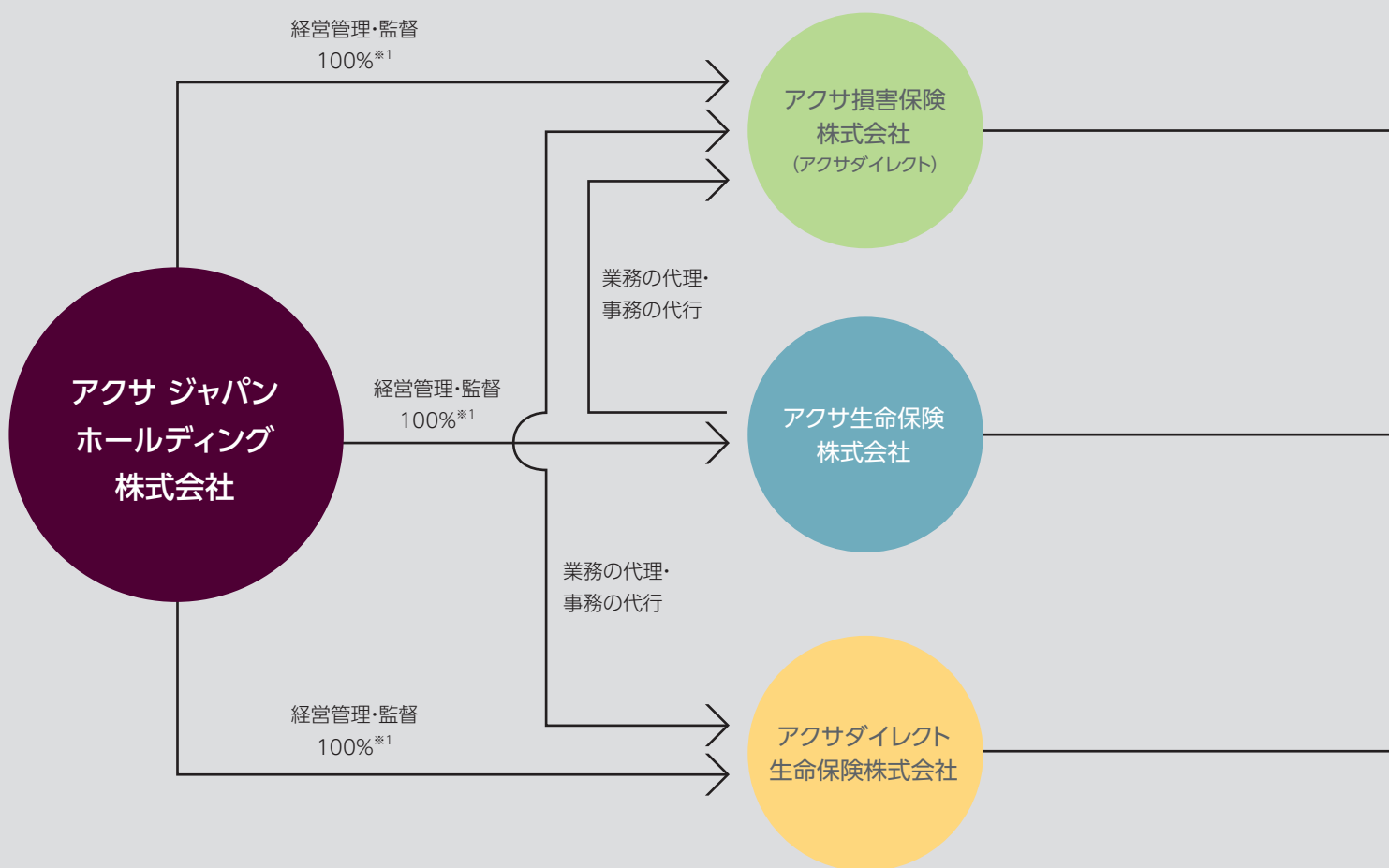
運用資産総額：1ユーロ=¥144.83(2013年12月末)

※ アンダーライニング・アーニングス(基本利益)とは、アジャステッド・アーニングス(調整後利益=非恒常的取引による影響額とグループ全体の営業権償却額を除いた純利益のグループ持分)から株主に帰属するネット・キャピタルゲインおよび2001年9月11日の米国同時多発テロによる影響を除いたものです。

※ 標記の格付けはアクサ損害保険の格付けではありません。2014年6月1日時点のAXAグループの主要な子会社に対する格付機関の評価であり、保険金支払等について保証を行うものではありません。また、将来的には変化する可能性があります。

AXAグループの日本における事業展開

AXAグループは日本において、保険、資産運用、アシスタンスなど、
 フィナンシャル・プロテクションに関するさまざまな分野で事業を展開しています。
 保険分野を担当する4社を中心に、AXAメンバーカンパニーとも密接に連携し、
 お客さまの一生涯をサポートする商品・サービスをご提供しています。



※1 アクサ ジャパン ホールディング株式会社が所有する議決権の割合

※ 2014年6月30日現在、アクサ ジャパン ホールディング株式会社とアクサ生命保険株式会社は、関係当局の認可を前提として、2014年10月1日付に合併することを決定しました。アクサ ジャパン ホールディング株式会社の子会社である当社(アクサ損害保険株式会社)とアクサダイレクト生命保険株式会社は、アクサ生命保険株式会社の商号と業務を承継する合併後の新会社の100%子会社となる予定です。詳細はアクサ ジャパン ホールディング株式会社またはアクサ生命保険株式会社の公式HPをご確認ください。

↑ 連携

その他のAXAメンバーカンパニー

資産運用サービス

- アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
- アライアンス・バーンスタイン株式会社

不動産投資・資産管理サービス

- アクサ・リアル・エステート・インベストメント・マネージャーズ・ジャパン株式会社

アシスタンスサービス

- アクサ・アシスタンス・ジャパン株式会社

損害保険業

■ 損害保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第5項に係る保険の引受けを行っています。

■ 資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に有価証券投資等を行っています。

■ 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または業務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行っています(アクサダイレクト生命保険株式会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行等)。

生命保険業

■ 生命保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第4項第1号、2号、および3号に係る保険の引受けを行っています。

■ 資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に貸付、有価証券投資、不動産投資等を行っています。

- 貸付業務 資産運用の一環として、企業・個人向けの貸付やコールローンを行っています。
- 有価証券投資業務 資産運用の一環として、有価証券(外国証券を含む)投資、有価証券の貸付を行っています。
- 不動産投資業務 資産運用の一環として、事業用ビル等の不動産投資を行っています。

付随業務

■ 国債等の引受け

保険業法第98条第1項第3号に係る国債などの引受けを行っています。

■ 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行っています(アクサ損害保険株式会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行等)。

生命保険業

■ 生命保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第4項第1号、2号、および3号に係る保険の引受けを行っています。

■ 資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に有価証券投資等を行っています。

■ 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行っています(アクサ損害保険株式会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行等)。

「ダイレクト」型損害保険ビジネスを
推進する起業家精神のもと
お客さまに「選ばれる企業」を目指し
さらなる革新を続けます



お客さま、当社関係の皆さまには日頃からお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。本ディスクロージャーをお届けするにあたり、ご挨拶をさせていただきます。

当社は、1998年6月の設立以来、おかげさまで昨年(2013年)創業15周年の節目を迎えることができました。これもひとえに、多くの皆さまのご支援の賜物と存じます。心より御礼を申し上げます。

2013年度(2013年4月～2014年3月)を振り返りますと、まず国内のマクロ環境においては、安倍内閣主導の経済再生政策(アベノミクス)による一体的な取組効果により、家計や企業の景況感が改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がりました。その後、米国の量的緩和(QE3)の縮小を巡り、円安・株高も一服しましたが、この間も堅調な個人消費のおかげで経済指標の改善は続き、景気回復の動きが確かなものとなりつつあります。一方、海外情勢に目を向けますと、懸念されていた米国の「財政の崖」問題は回避され、ユーロ圏経済もようやく回復局面へと移行しつつあるものの、中国など新興国の経済成長の鈍化、ウクライナ情勢をはじめとする民族・イデオロギーの分断による緊張の高まり等、世界経済に影を落とす不安要素が存在している状況でございます。

国内の市場に目を転じますと、当社の主力商品である自動車保険市場においては、本年4月の消費税引き上げに応じた駆け込み需要の影響等により、新車販売台数が対前年比大幅増を記録したことに呼応し、自動車保険契約も一時的な追い風を受けました。しかしながら、中長期的には、少子高齢化・人口減、若年層の車離れが続いており、全体的な自動車保険マーケットの拡大は大きく期待できる状況ではありません。ダイレクト自動車保険のマーケットシェア争いにおいては、積極的な広告投資もしくは低価格戦略を採用する新規参入企業との競争が引き続き厳しく続いております。損害率においては、本年2月に関東甲信を2度にわたって襲った16年ぶりの記録的な大雪は、業績への大きな圧迫要因となりました。また、進行している修理コストや資材・サービスコストにおけるインフレーションにより、損害率、経費率双方へさらなる圧力が強まると予想されます。このような概況から、益々一層の経営努力が必要な状況であると認識しております。

昨年度はこのような環境のもとでも、当社の元受正味保険料は自動車保険の新契約件数の増加等により、前年同期比7.0%増の42,298百万円となり堅調な成長を実現しました。自動車保険保有契約件数は2014年3月末において約94万件に上っております。

また、正味損害率は前年同期比0.8ポイント低下し66.8%、正味事業費率は21.9%と、適切に管理を行ったことで、経常利益は前年同期比492百万円増の2,340百万円、純利益は2,539百万円を計上しました。この結果、ソルベンシー・マージン比率は842.7%となり、強固な財務の健全性を維持しております。

このように当社は利益ある成長を実現しておりますが、今後も慢心することなくより一層お客さま、従業員、株主、パートナー企業など当社ステークホルダーの皆さまから「選ばれる企業」を目指して努力をし、研鑽を積み重ねていく所存でございます。

そしてこの場をお借りして、昨年よりこれまで実現した事例をいくつかご紹介しますと、お客さま向けサービスにおいては、iPhone向けアプリ「事故解決ナビ」のリリース、インターネットによる「ご契約内容変更手続き」の機能拡充、札幌損害サービス拠点の開設を行いました。商品面においては、ダイレクト系損害保険会社としては業界初となった自動車保険の「地震・噴火・津波危険【車両全損時一時金】特約」に対して、お客さまから想定以上のご支持をいただくことができました。そして、2011年に販売を開始したペット保険においては、2013年4月始期以降のご契約を対象に保険料を大幅に魅力的な水準に変更するとともに、2013年10月1日以降に更新を迎えるご契約より、愛犬・愛猫の継続可能年齢を満13歳から終身へと拡大し、ご契約件数を大きく伸ばすことができました。加えて、商品の多様化においては、日本にあるAXAメンバーカンパニーとの連携も強め、アクサ生命、アクサダイレクト生命との商品相互供給なども一段と進めた一年でございました。

もちろん、責任ある一企業市民として追求すべき課題は財務指標の改善だけではありません。諸課題解決に向けたアクションプランを着実に履行するとともに、各種CR(企業の社会的責任)活動も精力的に実行しております。本年1月には、一般社団法人日本損害保険協会に入会し、業界の発展などに、より積極的に関与していく所存でございます。










今後ますます、法令遵守、情報セキュリティや顧客保護など経営の安定を主眼としつつ、「ダイレクト」型損害保険ビジネスを推進する起業家精神のもと、販売方法、商品・サービス、保険料設定等において、さらなる革新を続けていく所存でございます。そして、インターブランド社の評価により保険ブランド5年連続No.1となった世界有数の保険・金融グループであるAXAのメンバーカンパニーであることを当社固有の強みとして、グループが掲げるバリューやヴィジョンを共有し、各国におけるベスト・プラクティスやナレッジを活用し、お客さまより「頼れるね」と呼ばれる、日本に根付いた独自性のある価値の創出を目指してまいります。

お客さま、ご契約者さま、ご関係の皆さまには重ねて御礼を申し上げますと共に、今後とも社員一同弛まぬ努力を続けてまいりますので、尚一層のお引き立てとご愛顧を賜ることができましたら幸甚に存じます。何卒よろしく願い申し上げます。

代表取締役社長 CEO

藤井靖之

CONTENTS

| | | |
|-----------|---|------------------------------------|
| 02 |  | AXAグループの日本における事業展開 |
| 04 |  | CEOメッセージ |
| 07 |  | 経営戦略 Ambition AXA |
| 12 |  | CR活動 |
| 14 |  | I アクサ損害保険の現況 |
| 14 | | 1 事業の経過および成果等 |
| 17 | | 2 内部統制システム構築の基本方針 |
| 17 | | 3 コンプライアンス(法令遵守)の体制 |
| 18 | | 4 リスク管理の基本方針 |
| 19 | | 5 勧誘方針 |
| 20 | | 6 お客さまに関する個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー) |
| 22 | | 7 利益相反管理体制 |
| 22 | | 8 保険金等支払管理態勢 |
| 23 | | 9 反社会的勢力に対する基本方針 |
| 23 | | 10 監査・検査体制 |
| 24 | | 11 主な取扱商品 |
| 26 | | 12 お客さまサービス |
| 28 | | 13 保険のしくみ |
| 34 |  | II 業績データ 当社の主要業務に関する事項 |
| 47 |  | III 業績データ 財産の状況 |
| 56 |  | IV 会社概要 |
| 61 |  | 損害保険用語の解説(50音順) |

経営戦略 Ambition AXA

アクサ損害保険の経営戦略は、AXAグループの中期経営戦略Ambition AXAと同じフレームワークを用いて構築した、日本における中期経営戦略です。

Ambition AXAは、「信頼と成果を重視する企業文化の醸成」と「カスタマーセントリシティ(顧客主義)」の2つの柱と3つの優先課題で構成されており、資本効率を最大化し、選ばれる企業になることを目標としています。



→ 信頼と成果を重視する 企業文化の醸成

AXAは、社員ひとりひとりが自主的な判断を行い、急速に変化する世界の中で迅速に対応できる能力を持ち、相互に協力し合える関係が築けるように「信頼と成果を重視する企業文化の醸成」に取り組んでいます。これはAXAのグローバルな取り組みの実践であり大きな変革です。そのためにAXAは、社員全員が何をするのかだけでなくどのようにするのかも考え、革新的で建設的な意見・アイデアを持って意見交換し、責任ある態度で行動できることを目指しています。

いっそう働きやすい職場環境づくり

社員が高いパフォーマンスを発揮できるように、個人成果を反映できる評価システムを導入しています。またカルチャーチェンジトレーニングの実施やリーダーシップフレームワークと呼ばれるリーダーとしての行動指標を用い、管理職だけでなく全社員がAXAのリーダーであることへの意識付けを図ることで、自らが考えて行動できる社員の育成に取り組んでいます。ダイバーシティの観点では社員の多様性を尊重し、またポジティブオフ運動への参画などワークライフバランスの向上を重視しつつ、社員にとって働きやすい職場環境作りに積極的に注力しています。これらの取り組みは、社員の品質向上だけでなく、信頼と成果を重視する企業文化の醸成と社員の参画意識の向上に強く結びついており、世界のAXAグループの社員意識調査では継続してトップレベルのエンゲージメントスコアを挙げています。

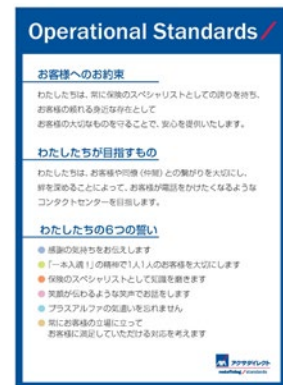


→ カスタマー セントリシティ

お客さまのニーズにあわせた商品・サービスの提供、保険を使用される場合のサービス・品質の向上に努め、お客さま満足度の向上を目指します。

お客さま対応品質の向上への取り組み

2013年11月に、コンタクトセンターによるお客さま対応の理念、信条をオペレーショナル・スタンダード(クレド)として明文化しました。とりたてて難しい内容ではありませんが、コンタクトセンタースタッフのひとりひとりがお客さまに満足いただけるサービス品質に近づけるよう、そしてお客さまに選ばれる会社を実現するための共通の合言葉として取り組んでいきます。また、電話を終える直前に対応内容への満足度をお客さまご自身に評価いただく仕組みの導入など、対応品質を向上させる取り組みを開始しています。



オペレーショナル・スタンダード(クレド)

損害サービス拠点の充実

2013年11月、北海道における保有契約件数の増大に伴い、より早い事故解決に向けて、札幌にインスペクター(面談担当者)の拠点を開設いたしました。これにより、当社の損害サービス拠点数は9都道府県になり、今後もこうした拠点を増やしていく予定です。当社では、お客さまへのサービス向上のため、損害サービスの強化に取り組んでいます。

お客さまに使いやすいWebサイトを追求

当社では、お客さまとの大切なコンタクトチャンネルとしてWebサイトを重要視しており、昨今のインターネットやスマートフォンなどの利用動向に合わせたマルチチャンネル化、デジタル化を積極的に推進しています。

Webサイトでは主力商品である「アクサダイレクト総合自動車保険」のほか、お客さまからのニーズの高い「アクサダイレクトいぬのきもち保険・ねこのきもち保険」について、必要に応じていつでも情報収集ができるよう、それぞれの商品特長や補償内容、付帯サービス等について、わかりやすい解説、説明を心がけています。

また、お見積りやご契約のお申込み、ご契約内容の変更など各種手続きについては、24時間365日お客さまのご都合の良い時間にWebサイトをご利用いただくことができます。Webサイトから自動車保険を新規でお申込みの場合には、割引額が最大10,000円の「インターネット割引」、2年目以降のご継続契約をされる場合は「インターネット継続割引」、ペット保険の新規お申込みの場合は3,000円の「インター

ネット割引」などの特典もご用意しております。

このほか、会社概要、アニュアルレポート、ニュースリリース等、当社の企業としての動きもご覧いただけるようさまざまな情報提供を行っています。

さらに、スマートフォン専用サイトでは「契約内容照会」や「アクサダイレクトGPSナビ」(携帯電話のGPS機能を利用したGPS位置情報通知システムによるサービス)などの機能提供によりお客さまの利便性向上を図っています。また利用率が著しく拡大した新たなコミュニケーション手段であるフェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワークサービスについても積極的に活用してまいります。今後も、自社のWebサイトを中心に新しい商品・サービスのご紹介など内容の充実を図り、使い易さなどお客さま視点に基づいた運営、運用を目指すとともに、新しいメディアによる情報発信やサービスの可能性、市場動向に適したデジタル化を追求し続けてまいります。



アクサダイレクトトップページ



自動車保険トップページ



バイク保険トップページ



ペット保険トップページ



スマートフォンサイト



iPhone向けアプリ「事故解決ナビ」



企業情報

→ 成熟したビジネスセグメントの 価値を最大化

全体としては成熟した日本の自動車保険市場においても、直販損保会社に対する需要は堅調に増加し続けています。そのような環境のもと、自動車保険をインターネットで比較・検討される方の増加を受け、当社サイトをお客さまにとってより使いやすくする施策として、保険料の見積プロセスを見直すなど、インターネット経由での契約者増にも取り組んでいます。

営業コスト削減分を、お客さまに還元

2014年3月、すでに当社に自動車保険のご契約をいただいているお客さまの2台目以降のご契約に対して、加入特典をご提供することでよりご加入いただきやすい環境を整備しました。これは、保険募集に必要な営業コストの削減分をお客さまに還元することを趣旨としたものです。今後も、このようなさまざまなアイデアを通じ、お客さまへの付加価値の提供に努めていきます。

→ コスト効率を向上させ 資本を最適化

当社は新たな成長のステージへ移行するため、会社戦略の重要なアクションとして「リーントランスフォーメーション」プログラムを2013年にスタートさせました。この全社的プログラムは、リーン(筋肉質)なオペレーションを実装して持続的な収入成長を実現することを目的としています。これまでに、創業以来積み上がったムダな作業や惰性業務の見直しを順次行っており、組織間における重複業務・非効率性や不整合の解消、また業務拡大に備えたオペレーションの標準化を進めています。効率化による生産性向上は社員の満足度とお客さまへのサービス上質化に貢献します。このように、社員そしてお客さまの満足度をさらに高めるとともに資本効率の改善を目指します。

契約手続きに必要な書類の簡素化

2013年1月、お客さまの利便性向上のため、当社ホームページ機能を見直し、ご契約内容変更手続きのサービス拡張を図りました。これにより、買い替えによるお車の入れ替え、お引越による住所変更などの手続き等を、インターネット上で済ませることが可能となりました。また2014年3月、スマートフォン上で専用のお見積りページを実装、従来と比較して見やすく操作しやすい画面となりました。このほか、お客さまからの改善要望として多い「シンプルでわかりやすい契約手続き書面」への改訂に随時取り組んでおり、こうした契約手続き書類の簡素化もコスト削減にも寄与しています。



→ 成長セグメントで 収益性を伴った成長を加速

2011年に販売を開始したペット保険は、昨年の商品改定以降、契約数が増加しています。今後も需要が見込まれ、マーケットにおける当社商品の認知拡大のため、2013年度においてもTVCM素材を一新するとともに、マスメディアを通じた告知活動を通じて当社商品の認知拡大と需要喚起を図っています。

ペット保険のさらなる認知度アップへ

2011年4月に営業譲渡を受け販売を開始したペット保険は、昨年実施した商品改定によりお手頃な価格でご加入いただけるようになって以降、順調に契約数が増加しています。それに伴い、マーケットにおける当社ペット保険のさらなる認知拡大のため、マスメディアを使用した告知活動も積極的に展開しています。

2014年2月に制作・OAを開始した新TVCM「突然の病気」篇では、愛犬家として知られている、タレントの山本梓さんに出演いただきました。

このCMは、夜中に突然具合が悪くなった愛犬を、山本さんが動物病院に連れて行くところから始まります。突然の病気に追い打ちをかけるように、高額な治療費の請求に困惑する山本さん……。すると足元に赤いラインが登場し、新しいペット保険ブランド名を前に山本さんが「頼れるね」と語りか

けることにより、アクサダイレクトのペット保険なら、大切なペットの突然の病気や怪我に安心して備えていただけることを表現しています。大切な家族であるペットに寄り添う優しさや安心感を伝えることで、ペットの飼い主の方々の気持ちに訴えかけるTVCMを制作しました。

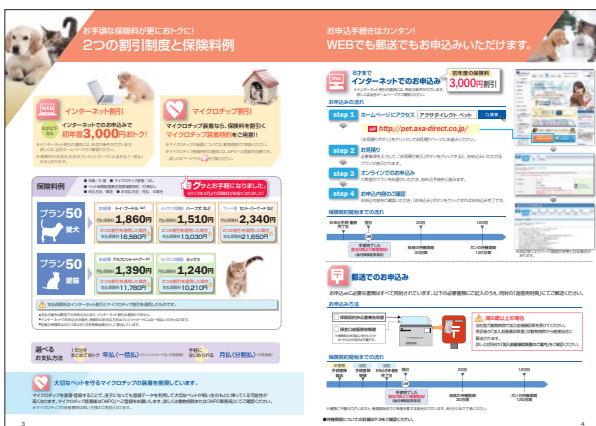
また、当CMで使用される赤いラインは、AXAブランドの象徴である「スイッチ(ブランドロゴの赤い斜め線)」をモチーフにしており、さまざまな「変化」を表現するアイコンとしてAXAグループ共通で使用されているものです。当CMでも、「不安な世界」から「安心な世界」に変える大切なアイコンとして使用し、AXAグループのブランドメッセージを表現しています。

なお、当社ではペット保険のブランド名を「アクサダイレクト いぬのきもち保険」「アクサダイレクトねこのきもち保険」へリニューアルし、より愛着を持っていただけるブランド名としました。ペット雑誌購読者数No.1*1の「いぬのきもち」「ねこのきもち」*2を発行する「ベネッセコーポレーション」と、グローバル・ブランドランキング保険ブランド5年連続世界No.1*3のAXAグループの一員である「アクサダイレクト」がブランド力・ノウハウを結集し、ペット保険のさらなる認知向上を図り、より一層の成長を目指します。

*1 一般社団法人日本雑誌協会マガジンデータ2013

*2 「いぬのきもち」「ねこのきもち」はベネッセコーポレーションの登録商標です。

*3 Best Global Brands 2009~2013(インターブランド社2013年9月30日現在)より



ペット保険パンフレット



新TVCM
「突然の病気」

CR活動

ファイナンシャルプロテクションを提供する私たちのビジネスは、人々の暮らしに安心と安全をもたらし、社会の持続的な発展をサポートするという社会的に重要な役割を持っています。

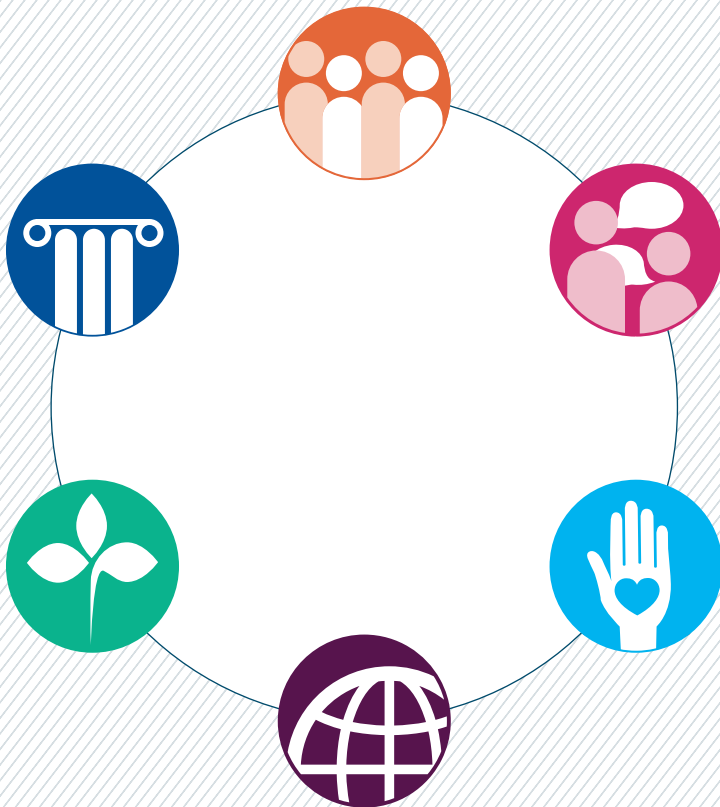
アクサ損害保険の考えるコーポレートレスポンスビリティ(CR)とは、こうした社会的な役割を、企業として責任ある行動をとることで果たしていくこと。私たちは、「株主」「お客さま」「社員」「環境」「コミュニティ」「サプライヤー」を主要なステークホルダーと考え、責任ある企業としての役割を果たす努力を続けていきます。

「株主」に対しては、企業価値の継続的な向上のために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図ることで、経営における透明性の確保と、経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化に取り組んでいます。業務プロセスの改善やコンプライアンス体制の整備、リスクマネジメントの徹底など、内部統制機能の充実・強化を進めています。

「お客さま」に対しては、公式ホームページ、フェイスブック、ディスコロージャー誌などによる情報提供の充実に努めています。アクサ損害保険ではお客さまの声を経営に活かすことを目的に「VOCプログラム」を導入しています。VOCとは、Voice of Customerの略で、「お客さまの声」を意味します。このプログラムを通じてお客さまの声を幅広く収集し、真に満足いただける新しい商品やサービスの開発に活用しています。

「社員」に対しては、ワークライフバランスのとれた魅力ある職場作りに取り組み、2012年度から観光庁の提唱する、「ポジティブオフ」運動に参加しています。また、ダイバーシティへの取組みとして、女性の活躍推進、障がい者雇用の促進などに力を入れています。社員が存分に力を発揮できる環境づくりを進めることで、お客さまの多様なご要望にお応えし、より良いサービスを提供してまいります。

「環境」に対しては、節電に取り組むほか、2008年度からグリーン電力証書システム^(※1)を導入。2012年度にはCO₂削減を目的とした、パーティクル会議室の導入を行っています。また、ペットボトルのキャップ回収運動も実施しています。地球温暖化防止および節電の取組みとして、アクサ損害保険では通年ビジネスカジュアルを導入しており、夏季期間(5月1日から10月末まで)は、「スーパーワーク」期間とし、ドレスコードを緩和しています。



「コミュニティ」に対しては、2013年からブラインドサッカーの普及・認知向上活動を支援しています。ブラインドサッカーの理念は、「競技を通じてさまざまな人が当たり前になり混ざり合う社会を実現すること」。これは、アクサ損害保険のダイバーシティに対する姿勢と共鳴する考え方です。また、古着を集め、世界各地の難民キャンプへ贈る活動も継続しています。

「サプライヤー」選定時には、候補企業各社における社会貢献活動への取組状況を確認しています。接待・贈答に係る基本的な取扱いを定め、利益相反を回避した公正で透明性ある取引を実現しています。

※1 風力、太陽光、バイオマス(生物資源)などの自然エネルギーによって発電された電力(グリーン電力)の環境付加価値を「グリーン電力証書」というかたちで購入するもの。

2013年から2014年にかけて実施した主なCR活動

ブラインドサッカー世界選手権 弱視啓発活動

当社は、アクサ生命、アクサダイレクト生命と共同で、CR活動への取組みの一環として、日本初開催となる弱視クラスの世界選手権「2013 IBSAブラインドサッカー世界選手権B2/B3大会」を協賛し、支援活動を行いました。世界選手権開催にあたり、集客・認知向上活動や大会運営のボランティア活動を行いました。また、弱視のリスクに対する社会的認知を高めるため、弱視体験眼鏡を製作・配布し、会場内に設置した「弱視啓発ブース」で啓発活動を行いました。また、2013年より「アクサ ブラインドサッカー日本選手権」を協賛し、支援活動を行っています。



古着の寄贈

年に一度、社内に古着の寄付を呼びかけ、アジアやアフリカの難民キャンプに寄贈しています。古着は「縦」、「横」、「高さ」の合計1.5m以内の段ボールに詰めて、NGOわかちあいプロジェクトの指定集荷場所へ送ります。2013年は、段ボール42箱を寄付することが出来ました。



切手とカードの収集

2003年より、社内で使用済み切手とカードの収集を行い、グループ本社所在地の港区に寄贈しています。港区のみならずボランティアセンターでは、使用済み切手・テレホンカード・パスネット・Suica・全国私鉄・バスカードを集めています。集めたものはボランティアによる整理が行われ、協力団体・企業に売却、換金し、売却金は地域福祉系のボランティア推進事業に活用されています。



AXA e-learning 安全運転教室

交通安全教育のためのリスク教育ツールをホームページで公開し、安全運転、ドライバーの意識、エコドライブなど、セーフティドライブの三つの重要なポイントをお知らせしています。



CO₂削減

AXAグループは、バーチャル会議室の設置を進めております。出張を減らすことで、CO₂の削減を目指しています。



環境報告

AXAグループは、年に1回、環境報告を実施します。これは、環境に大きく影響を与える電気、水、紙などの社員1人当たりの消費量を調べるものです。毎年目標が示され、グループ各社は提示された目標の達成を目指します。

通勤調査

AXAグループでは、毎年1月に通勤調査を実施しています。これは、グループ企業社員が通勤時に排出するCO₂を調べるものです。

防災備蓄品の寄贈

賞味期限が近づいた備蓄食料の交換にあたり、備蓄品の有効活用のため、社会貢献の一環としてフードバンクへの寄贈を行っています。

日本盲導犬協会への募金支援

視覚障がい者の社会参加と自立支援の一助として、盲導犬育成のための募金活動を行っています。



I アクサ損害保険の現況

1 事業の経過および成果等

当期におけるわが国経済は、アベノミクスに象徴される政府の経済政策や金融緩和効果により、個人消費の増加、企業収益の改善、設備投資の持ち直しが見られるなど、緩やかに回復いたしました。消費増税、エネルギー・原材料等の価格上昇、海外景気の下振れ懸念等により、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

損害保険業界におきましては、2014年2月の大雪による保険金支払額が大手損害保険三グループで過去最大の2,000億円規模になる一方、主力の自動車保険における収支改善や海外事業の利益増加により業績は改善いたしました。

このような情勢のもと、当社の自動車保険は前年に引き続き業界平均を上回る増収率を確保し、業績も順調に推移いたしました。以下に2013年度における事業の経過と成果等をご報告いたします。

■事業の経過

翌期の景気動向は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響が懸念されるものの、経済対策により、年度を通じては緩やかな景気回復が期待されます。その一方、消費者の節約志向は続いていくものと思われ、自動車保険においては、保険料が割安な直販損害保険会社に対する需要は今後も増加していくものと期待しております。

このような外部環境のもとにあって、当社は保険料の安さだけではなく、万一のときもお客さまをすべてのスタッフが全力でサポートするという事故対応力の強化に重点を置いたテレビ広告を2013年5月より、さらにそのテレビ広告に俳優を起用した新しいテレビ広告を2014年1月より全国地上波及び衛星放送で放映した結果、当期における自動車保険の新規契約件数は約20万件、保有件数は93万件を超え、引き続き増加基調を維持しております。また、ペット保険も順調に契約を伸ばしており、2013年4月には補償はそのまま保険料を引き下げる改定を行い、お客さまには大変好評をいただいております。

商品面においては、「アクサダイレクト総合自動車保険」ではお客さまのご要望にお応えし、人身傷害補償特約における「倍額条項」を新設いたしました。「アクサダイレクトのペット保険」では、ペットの長寿化に対応するために、2013年10月以降の継続契約より、年齢による契約の継続制限を撤廃し、終身継続を可能といたしました。また、2014年2月より株式会社ベネッセコーポレーションとの提携をより一層

強化し、「アクサダイレクトのペット保険」のブランド名を「アクサダイレクト いぬのきもち保険」「アクサダイレクトねこのきもち保険」へリニューアルいたしました。

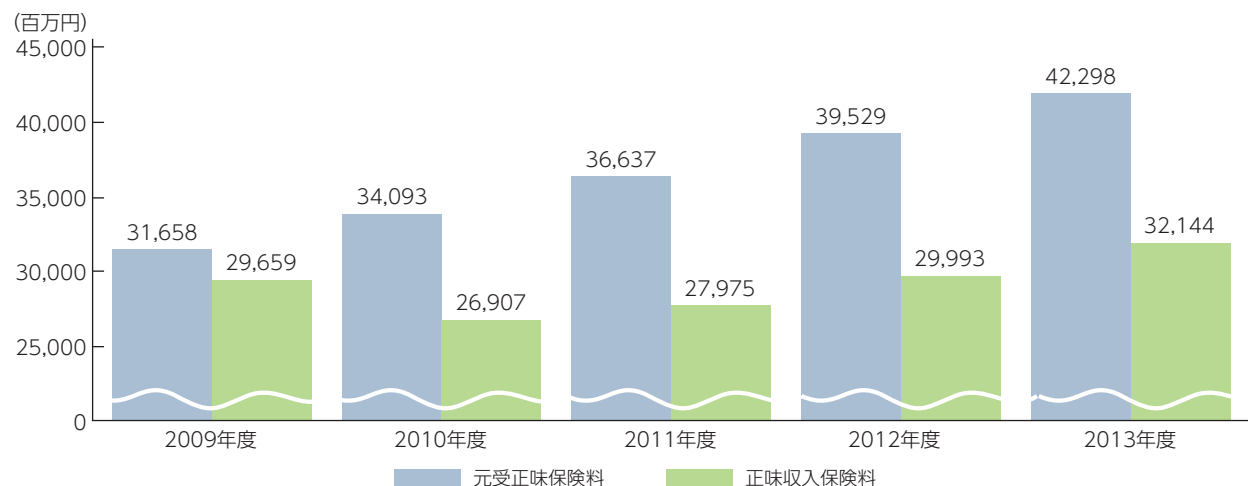
お客さまサービス面においては、お客さまからのお電話にスムーズに対応するために、旭川にセンターを開設するなど、コンタクトセンターの規模の拡大を図りました。また、お客さまの利便性向上のために、お客さま自身で新規契約の見積もり、継続契約の手続き、契約内容の確認と変更の手続きをしていただけるWebサイトを構築いたしました。

損害サービス面においては、保険契約件数の増加に伴い、損害サービス部門の社員数を増員し、お客さまに安定的な損害サービスを提供するための体制の整備に努めてまいりました。また、お客さまへの経過報告機能を強化するための保険金システムの改修や、お客さまからの事案担当者への直接着信を可能とするコールシステムを導入する等、システム面でも損害サービス品質の向上に努めております。なお、2013年11月に札幌インスペクターオフィスを開設し、北海道地区のお客さまや被害者の方々にこれまで以上にきめ細やかなサービスを提供できる体制を整えました。

なお、当社は2014年1月より「一般社団法人 日本損害保険協会」に加盟いたしました。これに伴い、指定紛争解決機関も「一般社団法人 保険オンブズマン」から「一般社団法人 そんぽADRセンター」へ変更となりました。

元受正味保険料・正味収入保険料の推移

(単位:百万円)



| 主要業績 | 2012年度 | 2013年度 |
|--------------------------------|-----------|-----------|
| ① 元受正味保険料 | 39,529百万円 | 42,298百万円 |
| ② 正味収入保険料 | 29,993百万円 | 32,144百万円 |
| ③ 正味損害率 | 67.6% | 66.8% |
| ④ 正味事業費率 | 20.7% | 21.9% |
| ⑤ コンバインドレシオ | 88.3% | 88.7% |
| ⑥ 保険引受利益 | 1,668百万円 | 2,050百万円 |
| ⑦ 経常利益 | 1,847百万円 | 2,340百万円 |
| ⑧ 当期純利益 | 3,181百万円 | 2,539百万円 |
| ⑨ 単体ソルベンシー・マージン比率 | 782.8% | 842.7% |
| ⑩ 総資産額 | 47,417百万円 | 52,501百万円 |
| ⑪ 純資産額 | 14,893百万円 | 17,556百万円 |
| ⑫ その他有価証券評価差額金 | 379百万円 | 503百万円 |
| 不良債権の状況 | | |
| ⑬ (リスク管理債権及び債務者区分に基づいて区分された債権) | — | — |

■事業の成果

以上のような活動により、主力商品であるダイレクト自動車保険は今決算期においても好調に推移しました。自動車保険の元受正味保険料は対前年7.0%増の408億円となりました。これに傷害保険及びペット保険の14億円を合計した全体の元受正味保険料は422億円となり、対前年7.0%の増収となりました。保険引受収益は対前年21億円増の321億円となり、資産運用収益及びその他経常収益を加えた経常収益は325億円となりました。一方、支払保険金は増加したものの、正味収入保険料の増加により、正味損害率は対前年0.8ポイント改善し66.8%となりました。正味事業費率につきましては、広告宣伝費や外部委託費の増加などにより、対前年1.2ポイント上昇し21.9%となりました。以上により保険引受費用が196億円、営業費及び一般管理費が105億円となり、経常利益は23億円となりました。これに特

① 元受正味保険料

ご契約者さまから直接受け取った保険料であり、損害保険会社の売上規模を示す基本的な指標です。

② 正味収入保険料

元受正味保険料に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料及び出再保険料)を加減した保険料であり、損害保険会社の最終的な売上規模を示す指標です。

③ 正味損害率

正味収入保険料に対する、支払った正味支払保険金と損害調査費用の合計額の割合です。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しています。

④ 正味事業費率

正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合です。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、「正味収入保険料」で除した割合を指しています。

⑤ コンバインドレシオ

正味損害率と正味事業費率を合算したものであり、損害保険会社の収支状況を表す指標のひとつです。

⑥ 保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などです。

⑦ 経常利益

正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。

⑧ 当期純利益

経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取引によって生じた損益を示すものです。

⑨ 単体ソルベンシー・マージン比率

単体ソルベンシー・マージン比率は、巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。また、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつであり、通常200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

⑩ 総資産額

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

⑪ 純資産額

「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。

⑫ その他有価証券評価差額金

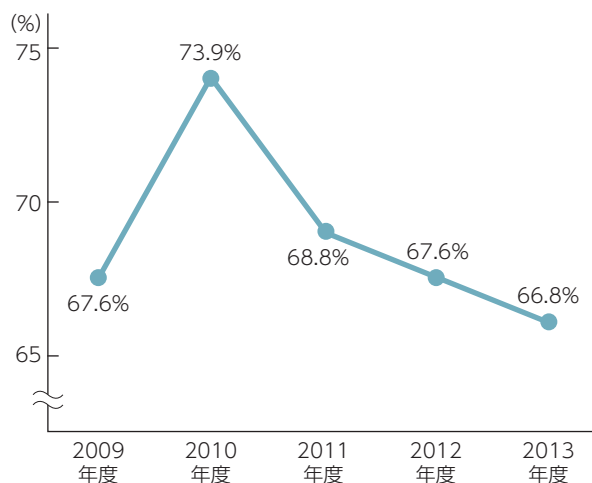
「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的などの保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券であり、この「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(いわゆる評価損益)から法人税等相当額を控除したものが、その他有価証券評価差額金です。財務諸表においては、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

⑬ リスク管理債権及び

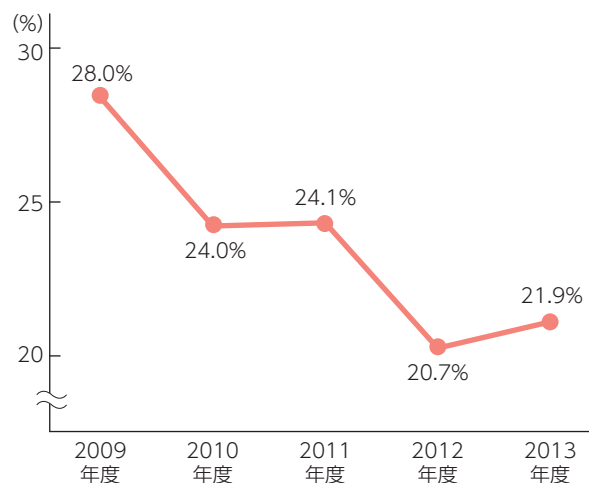
債務者区分に基づいて区分された債権

- ・リスク管理債権
貸付金のうち、元本や利息の回収可能性に注意を要する債権です。
- ・債務者区分に基づいて区分された債権
貸付金や貸付有価証券等の債権を債務者ごとに財政状況や経営成績等をもとに区分している債権です。

正味損害率の推移



正味事業費率の推移



別損益などを加減した当期純利益は25億円となりました。単体ソルベンシー・マージン比率は前年度末より59.9ポイント上昇して842.7%となり、保険金支払いに問題のない十分な支払余力を保持しております。

また、当社は繰越欠損剰余金の欠損の解消のために、2014年3月に資本準備金157億円を減少し、減少させた資本準備金全額をその他利益剰余金に振り替えをいたしました。

■資産運用の概況

当年度末の総資産は前年度末に比べ50億円増加し、525億円となりました。このうち、運用資産は前年度末に比べ43億円増加し433億円となりました。

資産運用に当たりましては、保険業法等の諸規則を遵守しつつ、内規等に従った安全性及び流動性の高い金融商品への投資を中心としながらも、アクサグループの資産運用ノウハウを生かしたクレジット投資を開始し、利息及び配当金収入は299百万円となりました。

■会社が対処すべき課題

当社の主力商品である自動車保険については、近年設立された通販自動車保険会社とそのシェアを伸ばし、市場における競争環境が厳しくなるなか、消費税率引き上げに伴う

駆け込み需要の反動減による新車販売台数の減少や、自動車部品および賃金の高額化に伴う支払保険金単価の上昇などが想定されます。

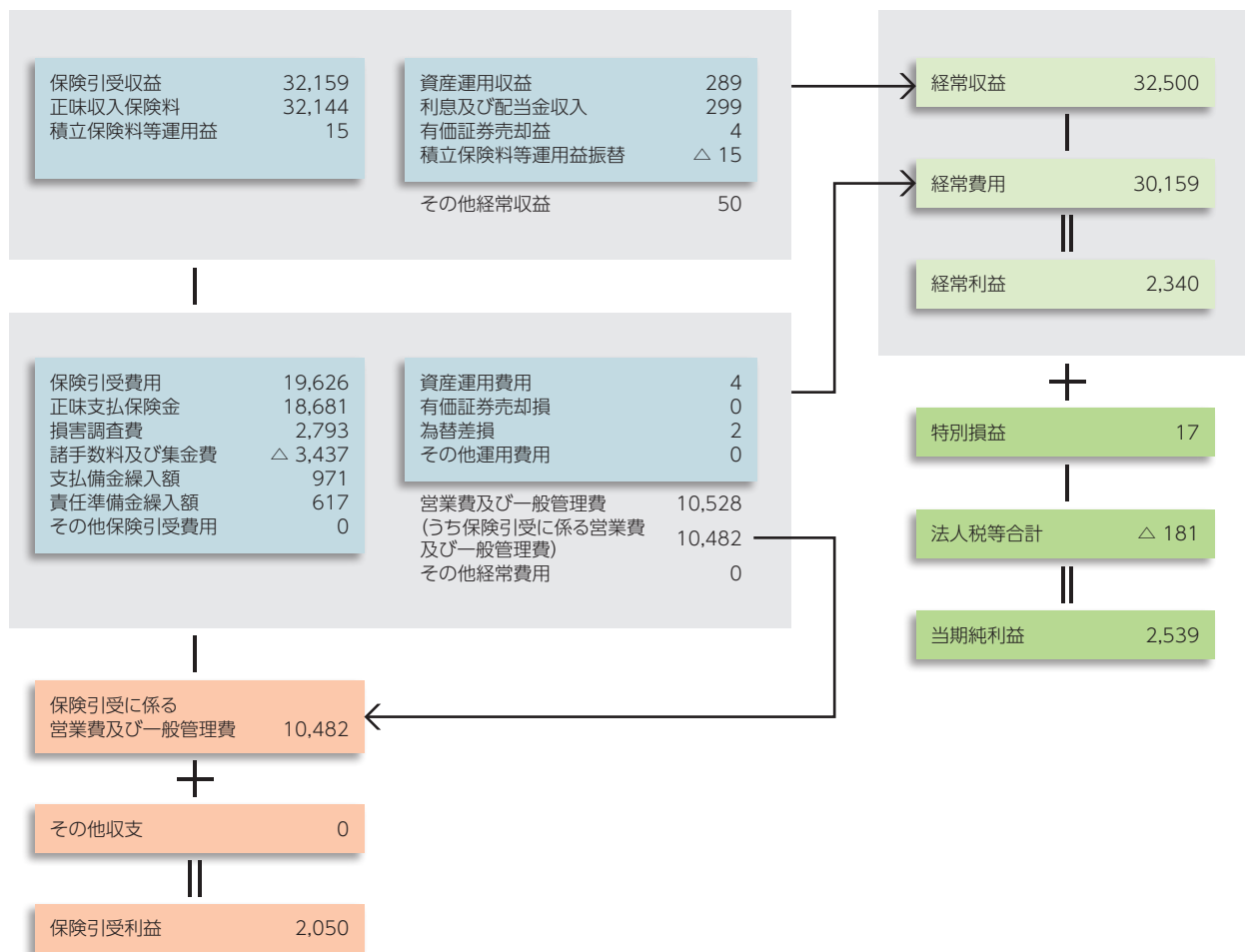
このような中、当社は「安心をグッドプライスで」を基本コンセプトに、より付加価値の高い商品やサービスの向上に努め、お客さまに信頼され、安心と高い満足を実感していただけることにより選ばれる保険会社を目指してまいります。

また、今後とも事業基盤を拡大するとともに、安定した収益の確保ができる体制を構築していき、より強固で健全な経営基盤の確保に努めてまいります。

さらに当社はアクサ ジャパン ホールディング グループの一員として、グループ会社との連携強化に努め、シナジー効果を高めることにより、アクサグループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

- (注) 本報告書(以下の諸表を含む)における各計数の表示及び計算は、次のとおりです。
- (1) 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。
 - (2) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 - (3) 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

決算のしくみ (単位:百万円)



2 内部統制システム構築の基本方針

アクサ損害保険では、保険業という公共性の高い事業に対する社会的要請に応えるため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化により、業務執行の公正性・効率性の確保に努めています。また、経営の健全性および透明性を確保するとともに、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまに信頼され、選ばれる会社となるために、内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努めています。

内部統制システム

アクサ損害保険では、2006年に「内部統制システム構築の基本方針」を策定し、業務の適正を確保するための体制の充実・強化を図っています。

1. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 代表取締役によるコンプライアンス・ステートメント(法令遵守に関する声明)をコンプライアンスの基本方針とし、コンプライアンス推進体制の不断の見直しに努める。
 - コンプライアンス規則の整備、毎年のコンプライアンスプログラムの策定・実施により、コンプライアンス重視の企業風土を醸成する。
2. リスク管理に関する体制
 - リスク管理に関する基本方針を定め、各業務の所管部門におけるリスク管理の実践、およびリスク管理を統括する部署の設置により、全社的なリスク管理を行う。
 - 経営会議のもとに設置している統合リスク管理委員会は、関連各委員会のリスク管理状況の検証、審議等を通じて全社的なリスク管理を推進する。
3. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、四半期毎の取締役会のほかに、必要に応じ適宜の臨時取締役会を開催するものとする。
 - 経営方針・戦略に関する重要事項については、原則隔週開催の経営会議における取締役会付議の事前審議を踏まえ執行決定を行うものとする。
 - 取締役会で決定された業務の執行については、職務権限規則、職務分掌規定、決裁権限表に沿って、責任者および手続きを定め、実行するものとする。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書は、文書保存・保管規定に基づき適切かつ確実に保存・保管することにより管理する。
- 各文書の保存期間は永久とし、取締役または監査役からの閲覧要請があった場合、速やかに閲覧が可能な方法で保管するものとする。

5. グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 親会社であるアクサ ジャパン ホールディング株式会社から示されたグループ経営管理方針の社内周知に努め、グループ方針に則った業務運営を行う。
- 重要案件や内部監査結果等について親会社主催のコミッティ等において協議・報告することにより企業集団としての一体感と整合性を維持するとともに、子会社としての独立性も保ち、コンプライアンス重視による意思決定を行うことで適正な業務運営を確保するものとする。

6. 監査役会設置会社としての体制

監査役を補助すべき使用人の設置および取締役からの独立性に関する事項

- 監査役は監査役会運営の補助業務を当社の使用人に命ずることができる。
- 補助業務を行う使用人の人事異動等については監査役会の意見を尊重する。

取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- 取締役および使用人は業務・業績に影響を与える重要な事項について都度報告するものとする。また、使用人が重大な事実を発見した場合は監査役に直接報告することができるものとする。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役は経営会議および主な委員会へ随時出席し、適宜質問を行うことができる。
- 監査役は必要に応じ何時でも取締役および重要な使用人に対し報告を求めることができる。
- 代表取締役社長、外部監査人ならびに内部監査部門と定期的な意見交換の機会を持つこととする。

3 コンプライアンス(法令遵守)の体制

1 基本理念

AXAグループでは、グループの倫理基準と実践について共通のビジョンを確立するために、行動倫理規範を中心とした「AXAグループ コンプライアンス& エシックスガイド」を定めています。また、日本における保険持株会社であり、当社の親会社であるアクサ ジャパン ホールディング株式会社においても、子会社に

対するガバナンスの一環として、アクサ ジャパン グループの「コンプライアンスポリシー」を定めています。

当社はこれらグループの基本理念に基づき、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、毎年「コンプライアンスプログラム」を策定し、さらに各部門単位での実践計画を策定・実行していくことで、全社的にコンプライアンスの推進を図っています。

2 コンプライアンス推進体制

当社では、コンプライアンス委員会において、コンプライアンス推進体制の立案・維持・管理・モニタリング等を行うとともに「コンプライアンスプログラム」の進捗管理や評価、コンプライアンス態勢の推進に係る事項の審議、経営会議等への報告・提言等を行っています。また、各本部長・部門長は、コンプライアンス部門と連携し、各部門におけるコンプライアンス実践の責任者として、具体的な施策の策定や実施、また、部員からの相談への対応等を行っています。

3 コンプライアンス教育

基本理念やコンプライアンス推進体制、業務遂行に際し遵守すべき法令や起こり得る具体的事例についての判断基準を解説した「コンプライアンス規則」を策定し、各種研修に活用する等従業員への周知徹底を図っています。また、2010年からは、全役職員を対象に「e-Learning」によるコ

ンプライアンス研修を実施する等、さらなるコンプライアンス遵守に向けた取組みを強化しています。

4 コンプライアンスに係る報告体制

当社では、業務の遂行に際し、関連する法令や社内規程に違反する行為等が生じた場合の報告体制を明確化し、問題となる行為への適切な対処と再発防止に取り組んでいます。

また、社内のコンプライアンスの実践を支援・強化することを目的とした「コンプライアンス相談制度」や、法令違反や労務問題等、職場における問題の早期発見と是正を目的としたアクサジャパングループ各社の役職員等を対象とした「コンプライアンス レスキューダイヤル」制度の活用により、健全かつ適切な業務運営の確保に努めています。

当社は、これらの取組みを機軸として、全社的にコンプライアンス体制の充実を図り、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めています。

4 リスク管理の基本方針

1 リスク管理の基本方針

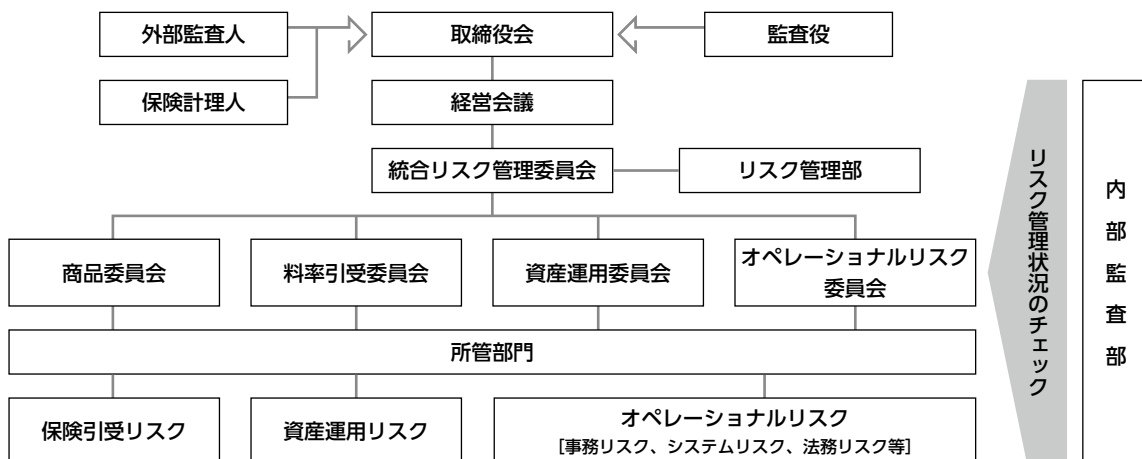
金融の自由化、規制緩和の進展、IT技術の進歩に伴い、損害保険会社を取り巻くリスクは増加し、多様化・複雑化しています。これらのリスクは、単にすべてを極小化すればよいというものではなく、企業価値を増大させるためには、それぞれのリスクの特性に応じて適切にコントロールしていく必要があります。当社では、アクサ ジャパン ホールディング株式会社のリスク管理に関する基本方針に基づき、リスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置づけ、リスクとリターンのバランスに対して注意深く考察を行うことにより、リスクからもたらされる不利益を適切に最小化しつつ、事業活動から得られるリターンを最大化していくことをリスク管理の基本方針としています。

2 リスク管理体制

当社では、損害保険事業の業務遂行に伴う主要なリスクを「保険引受リスク」、「資産運用リスク」、「オペレーショナルリスク」と認識し、各リスクについて、①所管部門・各委員会による管理、②統合リスク管理委員会・リスク管理部による管理、③監査部門による内部監査という三重の管理体制をとっています。

統合リスク管理委員会で審議された各リスクの管理状況は、経営会議および取締役会にて報告・確認され、経営レベルでの管理を行っています。

なお、通常の予想を超える金融市場の変動や損害率の上昇等の事象が同時に発生したシナリオでシミュレーション(ストレステスト)を行い、会社経営の健全性確認に活用しています。



3 保険引受リスク管理

保険引受リスクは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクです。当社では、リスク分析に基づいた引受基準を策定するとともに収支の分析や検証を継続的にを行い、必要に応じて引受基準、保険商品、保険料の改定等を行っています。また、リスクに応じて保有限度額を設けるとともに、再保険の手配等の危険分散を行うことにより、過度なリスク集中を回避しています。なお、再保険取引先は信用度を十分考慮して選定しています。

商品委員会および料率引受委員会では保険商品、引受条件、損害率、責任準備金や保有・再保険等について分析・検討してリスク管理を行っています。同委員会で審議されたリスク管理状況は、統合リスク管理委員会にて検証されています。

4 資産運用リスク管理

資産運用リスクは、市場変動により有価証券の資産価値が変動する市場リスク、投資先の財務や経営状態の悪化等により債券価格が下落する等の信用リスク、および資金の確保のために通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされる等の流動性リスク等に分類されます。

当社では、社内諸規定に従って安全性・流動性に十分配慮した資産運用を行っています。また、資産運用の企画・実行部門と、事務処理・決済・リスク管理部門を分離し、相互牽制を働かせています。資産運用リスク管理状況はリスク管理部より資産運用委員会、および統合リスク管理委員会にて報告・審議されています。

5 オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、内生・外生両方の事象に起因し、プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないことによる損失に係るリスクをいいます。

当社では、定期的に全部門でオペレーショナルリスクの自己評

価を実施して、リスクを特定・評価し、必要に応じて対策を講じています。これらにより、リスクの削減・事故の未然防止に努めています。

また、事故が発生した場合には速やかに報告されるプロセスを構築しており、オペレーショナルリスク委員会では、報告された個々の事故の原因・回復措置・再発防止策の分析・検証、およびこれらの進捗管理を行っています。

6 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

将来収支分析について

該当事項はありません。

第三分野保険に係る責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

医療保険などのいわゆる第三分野保険の保険事故発生率の不確実性への対応として、ストレステスト、負債十分性テストを行うことにより、責任準備金の積立の適切性を確保しています。

当社ではストレステストを担当部署である統計数理部が実施し、ファイナンス&コントロール本部長がそのテスト結果を検証しています。さらに、検証結果を外部の保険計理人が確認することで、責任準備金の十分性を確認しています。

ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性

第三分野保険のストレステストに使用した事故発生率等は、告示(平成10年大蔵省告示第231号)の規定に従って、将来10年間に保険事故発生率の変動などによる保険金の増加を99%の確率でカバーする水準としました。

ストレステストの結果

ストレステストの結果、責任準備金は不足していないことが確認できたため、追加の責任準備金の積み立ては行っていません。

5 勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社（および当社所属の損害保険代理店）の勧誘方針を次のとおり公表しますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。なお、保険販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるような説明を行うよう常に努力してまいります。
2. お客さまの保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品が選択できるよう常に努力してまいります。
3. お客さまと直接対面しない保険販売（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力してまいります。
4. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについて迅速かつ確に処理するよう常に努力してまいります。
5. お客さまのさまざまなご意見等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう常に努力してまいります。

「金融商品の販売等に関する法律」(金融商品販売法)の概要については、金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyohin/index.html>) をご覧ください。

6 お客さまに関する個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）

当社はお客さまの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」およびその他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守し、お客さまの個人情報を適切に取り扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めてまいります。

また、当社は個人情報保護の強化のため、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱い内容の見直しと、その継続的な改善に努めてまいります。

個人情報につきましては以下の内容をご了解いただいたうえでご提供ください。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

当社では、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

（個人情報取得方法の例）

- 保険契約申込書、保険金請求書などのお客さまにご記入・ご提出いただく書類による取得
 - ウェブサイトの画面等へお客さまにご入力いただくことによる取得
 - コールセンター等にいただいたお問い合わせなどへ対応するためにお電話の内容を録音あるいは記録することによる取得
- ※当社では、お問い合わせやご契約内容等の事実確認、電話対応の品質向上にむけた研修への活用などのために、お電話の内容を録音・記録することがございます。

2. 個人情報の利用目的

当社ではお客さまのお取引を安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただくため、適法かつ公正な手段により業務上必要な範囲内のお客さまの情報を収集させていただいており、次の目的のために利用されます。

また、利用目的は、お客さまにとって明確になるように具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するように努め、下記のとおりホームページ等により公表します。

利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表いたします。

- (1) ご本人かどうかの確認
- (2) 損害保険契約の見積、引受、維持、管理
- (3) 適正な保険金、給付金の支払
- (4) 当社および関連会社、提携会社等の各種商品・サービスの案内、提供、管理
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理
- (6) アンケートの実施や市場調査等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究
- (7) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (8) 他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行
- (9) お問い合わせ、ご依頼等への対応
- (10) その他保険事業に関連、付随する業務

3. 情報の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。

- 法令に基づく場合
- 業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- 当社関連会社との間で共同利用する場合
（「7. 当社関連会社間での共同利用」をご覧ください）
- 損害保険会社間等で共同利用する場合
（「8. 情報交換制度等」をご覧ください）

4. センシティブ情報のお取扱い

当社は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」に基づき、保健医療などのセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 法令等に基づく場合

- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 情報の安全管理

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

【SSL 対応について】

当社ウェブサイトではお客さまの大切な個人情報を安全に送受信するために、SSL の暗号化システムを使用しております。詳しくは当社サイトポリシーの【SSL（Secure Sockets Layer）とは】をご参照ください。

【Cookie について】

当社ウェブサイトでは、ご利用状況に関するデータ収集や、統計資料作成のために Cookie を使用しています。Cookie とは、お客さまが当社ウェブサイトへアクセスされた際に、お客さまのコンピュータに小規模の情報を送信・格納する技術のことをいい、これにより当社では、お客さまがどのページをご覧になったかの記録を収集しています。こうした情報にはお客さまを特定する個人情報は含まれておらず、主として統計資料作成のために利用されます。

【ウェブビーコンについて】

当社ウェブサイトでは、お客さまへ使いやすいサービスを提供するため、また、当社ウェブサイトのご利用状況に関するデータ収集等の目的でクッキーの情報およびウェブビーコンを使用しています。こうした情報にはお客さまを特定する個人情報は含まれておらず、主として統計資料作成のために利用されます。詳しくは当社サイトポリシーの【ウェブビーコンに関して】をご参照ください。

6. 個人データ取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託する場合があります。

当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定めて、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、以下のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

（委託する業務の例）

- 保険契約の募集に関わる業務
- アシスタンスサービスに関する業務
- 保険金支払に関わる業務
- 保険証券・その他帳票等の作成・発送に関わる業務
- 情報システムの保守・運用に関わる業務

7. 当社関連会社間での共同利用

当社および当社関連会社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で、以下のとおり、個人データを共同利用することがあります。

- (1) 共同利用者の範囲
アクサ ジャパン グループ各社（日本におけるアクサの保険持株会社、保険会社およびこれらの子会社）
- (2) 共同利用の利用目的
 - アクサ ジャパン グループ各社の取り扱う商品・サービスの案内・提供および充実のため
 - 保険持株会社の経営管理のため
- (3) 共同利用する個人データの項目
アクサ ジャパン グループ各社が保有するお客さま情報（住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容、保険金・給付金等の支払状況、保険契約の加入状況等のお客さまのお取引に関する情報）。

- (4) 個人データ管理責任者
・当社

8. 情報交換制度等

- (1) 当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、他の損害保険会社等との間で、個人データを共同利用いたします。
詳細につきましては一般社団法人 日本損害保険協会、一般社団法人 日本少額短期保険協会および損害保険料率算出機構のホームページ等を通じてご確認ください。

- ・一般社団法人 日本損害保険協会 <http://www.sonpo.or.jp>
- ・一般社団法人 日本少額短期保険協会 <http://www.shougakutanki.jp>
- ・損害保険料率算出機構 <http://www.giroj.or.jp>

- (2) 当社は、損害保険代理店の適切な監督や職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しております。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人 日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しております。
詳細につきましては、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

9. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会につきましては、下記の電話番号にお問い合わせください。ご照会者様がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。また、事故に関するご照会につきましては、既にご通知させていただいている担当部署にご本人から直接ご照会ください。

<ご契約内容に関するご照会先>

- (自動車保険) 電話番号:0120-193-877 (通話料無料)
受付時間 月曜～金曜(祝日含む) 9:00～22:00、
土曜・日曜 9:00～17:00
- (入院手術保険) 電話番号:0120-937-875 (通話料無料)
受付時間 月曜～日曜(祝日含む) 9:00～18:00
- (傷害保険) 電話番号:0120-974-297 (通話料無料)
受付時間 月曜～日曜(祝日含む) 9:00～18:00
- (ペット保険) 電話番号:0120-324-384 (通話料無料)
受付時間 月曜～日曜(祝日含む) 10:00～18:00

10. 保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等のご請求
個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等をご請求される場合は、下記「11. お問い合わせ窓口」までお申し出いただき、当社所定の請求書類等をご提出ください。後日、原則として書面にて回答させていただきます。なお、ご本人以外からのご請求については、代理権の存在を示す資料(委任状など)のご提出が必要となります。お客さまからの開示等のご請求に関しましては、当社所定の手数料をいただく場合があります。

当社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合には、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対しまして、適切・迅速に対応いたします。

当社からの電子メールや郵便あるいは電話などによるサービス等のご案内、および当社関連会社間等でのお客さま情報の共同利用について、お客さまがご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申出ください。契約管理その他当社業務上必要な場合を除き、取扱いを停止させていただきます。

当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、その他のお問い合わせは、下記までご連絡いただけますようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

お客様相談室

所在地:〒111-8633 東京都台東区寿2丁目1番13号

電話番号:0120-449-669 (通話料無料)

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 日本損害保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地:〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105

ワテラスアネックス7階

電話番号:03-3255-1470

(受付時間 9:00～17:00 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス(<http://www.sonpo.or.jp>)

7 利益相反管理体制

当社は、当社が行う取引によりお客さまの利益が不当に害されること（以下、「利益相反」といいます）のないよう、利益相反について定められた法令等を遵守し、利益相反管理体制を整備するとともに、会社規程として「利益相反管理方針」を定めています。当社は、本管理方針に基づき、適切に業務を行っています。なお、本管理方針の概要は以下のとおりです。

1 法令等の遵守

当社は、利益相反について定められた法律その他の法令、ガイドライン、会社規程等を遵守いたします。

当社は、係る特定・類型化および管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間その記録を保存いたします。

当社は、特定・類型化した取引について定期的に検証し、その検証結果を受けて、その記録の更新等を行うことにより、管理体制の実効性を確保いたします。

2 利益相反のおそれのある取引の管理

当社は、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定・類型化いたします。

当社は、特定・類型化した取引について、その管理方法を個々に定める等必要な措置を講じることにより、利益相反を適切に管理し、お客さまの利益が不当に害されることを防止いたします。

3 社内体制の整備

当社は、利益相反管理責任者および利益相反管理統括部署を設置しています。

利益相反管理統括部署は、利益相反管理責任者のもと、関連部署と連携して利益相反のおそれのある取引の管理を行っています。

8 保険金等支払管理態勢

保険金等の支払い業務は、損害保険会社の業務において、最も重要な責務であり、当社においても、「保険金等支払管理態勢の構築に係る方針」を制定し、支払管理態勢の整備・強化に向けた取組みを行ってまいりました。

このことは、「あらゆるお客さまに対して、生涯を通じてニーズにお応えする」アクサのコアビジネスであるフィナンシャル・プロテクションに直結するものです。

今後もより一層の強化に努め、適正な支払いを行うための態勢の整備に取り組んでまいります。

1 経営管理（ガバナンス）態勢の整備

内部監査体制の強化、リスク管理体制の見直しにより、商品開発、保険金支払管理等各種リスクに係る課題が発生した場合の経営報告および対応体制を整備しています。

4 研修および教育体制の整備

支払査定を行う社員にはスキル向上の一環として、定期的に社内研修を実施するとともに、社外弁護士による専門的な研修を行い、支払担当者の知識・能力の向上を図っています。

2 保険金等支払管理体制の整備

保険金支払プロセスにおける支払漏れのチェック機能を強化するため、システムの改定を行い、また、保険金支払漏れの有無を毎月チェックする検証体制を整備しています。

保険金支払マニュアルの見直し、事前審査制度の導入、外部専門家による検証規定の策定、社員教育、研修の充実等、適正な保険金支払いに向けて管理態勢を整備しています。これらの取組みについて一層充実させてまいります。

5 保険金支払審査会について

当社では、保険金支払いの適切性を検証するための機関として、2009年4月に「保険金支払審査会」を設立いたしました。保険金支払いに該当しないと判断されたご契約で、当審査会での審議をお申し立ていただいた事案に対し、その妥当性について社外の専門家（弁護士・大学教授等）を交えた保険金支払部門以外のメンバーで客観的に審査し、当該事案の最終的な保険金の支払可否を決定しています。

2013年度（2013年4月～2014年3月）は、「保険金支払審査会」において、11件の審査を行いました。

3 お客さまに対する説明態勢の整備

保険商品の補償内容とお支払いできる保険金について、お客さまにわかりやすくご説明するために、ホームページ、商品パンフレット、重要事項説明書等の説明資料の見直しを適宜行っています。事故報告および保険金請求の際に、お客さまのご契約内容と事故内容に基づき、お支払いが想定される保険金の補償内容をわかりやすく説明した資料をご案内しています。これらお客さまに対する説明を一層強化いたします。

当社では、適切な保険金支払業務を確保し、お客さまの利益を保護することにより、お客さまにご納得、ご安心いただける保険金等支払管理態勢のさらなる強化に向け、取り組んでまいります。

9 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し被害を防止するため、以下のとおり基本方針を定め、宣言します。

1. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、社長以下組織全体として対応するとともに、対応する従業員の安全を確保するための体制を整備します。
2. 当社は、損害保険会社に対する公共の信頼を維持し、損害保険会社の業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
3. 当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築していきます。
4. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害が生じた場合には刑事事件として被害届の提出または告訴・告発を行います。
5. 当社は、いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

10 監査・検査体制

当社では、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営の確保に向けたコンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化を支援し、お客さまの安心と利便性の向上に資する監査・検査体制の充実に取り組んでまいりました。

社外監査法人、監査役および内部監査部が相互に連携し、内部統制の有効性について検証・評価し、監査の実効性確保に努めています。

1 社外の監査・検査体制

保険業法の定めにより、金融庁および財務省財務局の検査を受けることになっています。また、会社法の定めにより、「あらた監査法人」による会計監査を受けています。

2 社内の監査体制

他の部門から独立した内部監査部が、取締役会の承認を得た監査計画に基づき各部門等における内部管理態勢の有効性・効率性を検証しています。監査結果および改善提案は、社内規程「内部監査規則」に基づき、取締役会等へ報告を行っています。監査役は、会社法の定めにより、取締役の職務執行に関わる監査並びに会計監査を実施しています。

11 主な取扱商品

1 アクサダイレクト総合自動車保険

●個人のお客さまを対象とした通信販売によるリスク細分型の自動車保険・バイク保険です。

1) 対象となるお車

対象となるお車は、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車（キャンピング車）、二輪自動車および原動機付自転車となります。

2) 主な補償内容

対人賠償をはじめ対物賠償、自損事故、無保険車傷害、搭乗者傷害、人身傷害（搭乗者傷害および人身傷害につきましては、いずれかをお選びいただくことも可能です。）を基本補償としています。

さらに車両保険、地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約、弁護士費用等補償特約、アクサ安心プラス等を任意にお選びいただけます。

3) 示談交渉サービス

対人事故および対物事故については、お客さまと被害者の同意のもと、当社が示談交渉サービスを行います。また、アクサ安心プラスを付帯されたお客さまの場合には、日常生活や住宅の所有・使用・管理に伴う賠償事故が発生した場合にも、示談交渉サービスを実施しています。

●アクサダイレクト総合自動車保険の特長

1) 合理的な保険料を算出

お客さまのライフスタイルにより適切に対応できるよう、運転者の年齢、居住地域、免許証の色によるリスク区分を導入するとともに、ご契約の自動車の使い方等の要素（使用目的、年間予想最大走行距離、車齢）も反映することで、お客さまそれぞれに応じた合理的な保険料を算出しています。

2) 充実したアシスタンスサービスの提供

自宅での故障にも対応したアシスタンスサービスをすべてのご契約者に提供する等、充実したサービスの提供に努めています。

3) インターネット割引

インターネットでご契約手続きをしていただいた場合には、新規契約の場合、保険料を最大10,000円割引きます。また、継続契約の場合は、インターネット継続割引として、保険料を1,000円割引きます。



アクサダイレクト総合自動車保険の主な販売・改定状況

| | | |
|-------|-----|--|
| 1999年 | 7月 | 「アクサダイレクト総合自動車保険」を販売開始 |
| 2002年 | 11月 | 新規契約に対する「インターネット割引」の開始 |
| 2004年 | 3月 | 継続契約に対する「インターネット継続割引」の開始 |
| | 8月 | 「ペット搭乗中補償特約」を含む特約パッケージ「アクサ安心プラス」を補償開始 「弁護士費用等補償特約」の補償開始 |
| 2005年 | 4月 | リスク細分型によるバイク保険（二輪・原付）の引受開始 |
| 2008年 | 2月 | 休日の事故対応サービスを拡充し、スピーディーな初期対応を実施 |
| | 10月 | 「対物全損時修理差額費用補償特約」の補償開始 |
| 2010年 | 4月 | 「紹介契約者割引」の開始 |
| 2012年 | 2月 | 引受対象車種を7車種から10車種へ拡大 年齢条件の適用範囲を同居の親族等へ縮小 運転者限定に「夫婦型」と「本人型」を追加 年齢条件および運転者限定の対象車種に貨物車等を追加 「他車運転危険補償特約」の補償範囲拡大 「日常生活賠償責任保険特約（示談交渉付）」の補償開始 |
| | 4月 | インターネット割引を最大10,000円に拡大 |
| | 10月 | ノンフリート等級別料率制度の改定 |
| 2013年 | 2月 | 「地震・噴火・津波危険『車両全損時一時金』特約」の補償開始 |
| | 10月 | 「人身傷害補償特約」に重度後遺障害時の保険金額倍額支払規定を新設 「弁護士費用等補償特約」の補償内容拡充 「日常生活賠償責任保険特約（示談交渉付）」の補償内容拡充 |

2 ペット保険

個人の家で飼育されているペット（犬または猫）を対象とした通信販売によるペット保険です。

1) 補償内容

ペットがケガや病気のために、国内で獣医師の治療を受けた場合に、お客さまが負担された治療費をご加入の補償プランに従ってお支払いいたします。また、ペットが他人に噛み付いたり、他人の物を壊したりしたこと等によって、飼い主に法律上の賠償責任が生じた場合に、保険金をお支払いする「ペット保険賠償責任危険補償特約」を任意に付帯することができます。

2) 選べる補償プラン

プラン50とプラン70の2つのプランがあります。プラン50では保険期間中に治療費の50%を50万円限度に、またプラン70では保険期間中に治療費の70%を70万円限度に保険金をお支払いいたします。

保険期間中の支払限度額内であれば、保険金の支払回数や治療1回あたりの支払額に上限を設けていませんので、安心して治療に専念していただけます。

3) 2種類の保険料割引

インターネットでご契約いただいた場合に、一定の条件のもとで初年度の保険料を3,000円割引します。また、ペットを特定できるマイクロチップを装着している場合には、マイクロチップ割引が適用されます。

4) 24時間ペット健康相談サービス

ペットの健康に関する相談に対して獣医師がお答えする無料の電話相談サービスが、すべての契約に付帯されています。



ペット保険の主な販売・改定状況

| | | |
|-------|-----|------------------------------------|
| 2011年 | 4月 | 「ペット保険」を販売開始 |
| | 6月 | アリアーツ火災海上保険株式会社からペット保険契約を包括移転により継承 |
| 2013年 | 4月 | 保険料の引下げを実施 |
| | 10月 | 継続契約可能なペットの年齢を終身に拡大 |







12 お客さまサービス

1 「アクサダイレクト総合自動車保険」ご契約者さま用アシスタンスサービス

アシスタンスサービスは、アクサダイレクトの自動車保険・バイク保険の全契約に自動付帯されており、事故や故障でご契約車両が自力走行できない場合などにご利用いただけます。トラブルの際は、24時間365日、全国約9,654カ所(2013年11月末現在)のサービス拠点からお客さまをサポートします。「レッカーサービス」などの車両へのサポートはもちろん、ご搭


乗者向けに「宿泊・帰宅費用サービス」や「ペット宿泊費用サービス」などもご用意しています。

また、携帯電話やスマートフォンのGPS機能を利用した「GPSナビ」やiPhone専用アプリの「事故解決ナビ」といった、事故による不安を削減し事故解決までをナビゲートするサービスも提供しています。

| | | |
|--|---|--|
|  ロードサイドサービス 事故・故障でご契約車両が自力走行不能の場合、「燃料補給作業」や「タイヤ交換作業」など、現場における応急作業を行います。 |  レッカーサービス 事故・故障でご契約車両が自力走行不能の場合、アシスタンスサービスセンターが指定する最寄りの修理工場、もしくはお客さまが指定される工場まで搬送します。 |  宿泊・帰宅費用サービス 外出先の事故・故障で帰宅不可能の場合、事故・故障現場から帰宅または旅行を継続するための交通費、もしくは宿泊費用を1泊までお支払いします。 |
|  修理後車両搬送・引取りサービス 修理後のご契約車両を、お客さまの指定先に無料で搬送します。引取りの場合は当日の片道交通費を1名分お支払いします。 |  ペット宿泊費用サービス 帰宅不可能の場合、ご契約車両に乗車のペットの宿泊費を1泊までお支払いします。 |  玄関カギ開けサービス 対象住宅のカギを忘れたり紛失した場合に、専門業者による緊急開錠を行います。(2年目以降ご継続の方のみ) |

ご注意 ①ご契約の車両が原付・バイクについては、サービスの内容が異なる場合や一部ご利用いただけないサービスがあります。
 ②サービスには所定の条件があります。ご利用にあたりましては、事前にアシスタンスサービスセンターへのご連絡が必要です。
 ③ご契約の初年度と2年目以降のサービスには、一部内容が異なるものがあります。

2 「アクサダイレクト いぬ・ねこのきもち保険」ご契約者さま用付帯サービス

| |
|---|
|  24時間ペット健康相談サービス 「アクサダイレクト いぬ・ねこのきもち保険」にご契約いただいたお客さまには、ペット(犬、猫)の突然のケガや病気、しつけなどで困ったときに、24時間365日、獣医師が電話で相談をお受けするサービスをご用意しています。 |
|---|

①および②の付帯サービスは、当社の提携会社が提供するものです。詳細は当社ホームページ(www.axa-direct.co.jp)をご覧ください。

3 保険相談

当社では、ご契約者さまのみならず、広く一般のお客さまからのお問い合わせ等に迅速にお応えし、またお客さまの声を当社のサービスの質や商品に反映するため、「お客様相談室」を設置しています。

「お客様相談室」では、保険商品のご相談をはじめ、苦情、各種お問い合わせやご意見、ご要望についても各関係部門とも緊密に連絡をとることで、お客さまにご対応できる体制をとっています。お客さまからのさまざまな「声」に積極的に耳を傾け、今後の

サービスや商品の充実、さらには業務プロセスの改善に活かすため、社内の報告・協議体制の充実に努めています。

また、個人情報開示、利用停止等の手続業務や、保険金支払いに関する再審査制度の受付窓口業務も行っています。

お客さまからのご相談・苦情等の受付および各種お申出については以下にて承っています。

(携帯電話からもご利用になれます。)

お客様相談室 電話番号：0120-449-669 受付時間 月曜～金曜 9：00～17：00

保険金支払いに関する再審査制度受付専用電話番号：0120-999-371 受付時間 月曜～金曜 9：00～17：00

*保険金支払いに関する再審査制度とは、当社が保険金支払いに該当しないと判断した事案について、その妥当性を「保険金支払審査会」において社外の法律家や有識者を含めた委員で客観的に審査するものです。(P.22 参照)

中立・公正な立場で相談等を行う機関のご紹介

「一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター」(手続実施基本契約を締結している指定紛争機関)

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である「一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター」と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。「一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター」は、保険の事業者に関する苦情や、お客さまと保険事業者に関するトラブルを、中立・公正・簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

法律の規定に基づき、受け付けた苦情について保険事業者に解決を依頼するなど、適正な解決に努めるとともに、当事者間でトラブルを解決できない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決手続を実施します。

「一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター」の連絡先は以下のとおりです。

電話番号：0570-022-808（ナビダイヤル、全国共通・通話有料） PHSやIP電話からは 03-4332-5241

受付時間：月～金 9:15～17:00（土日、休日、年末年始を除く）

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/>

「一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

○「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ確な解決を通じて、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

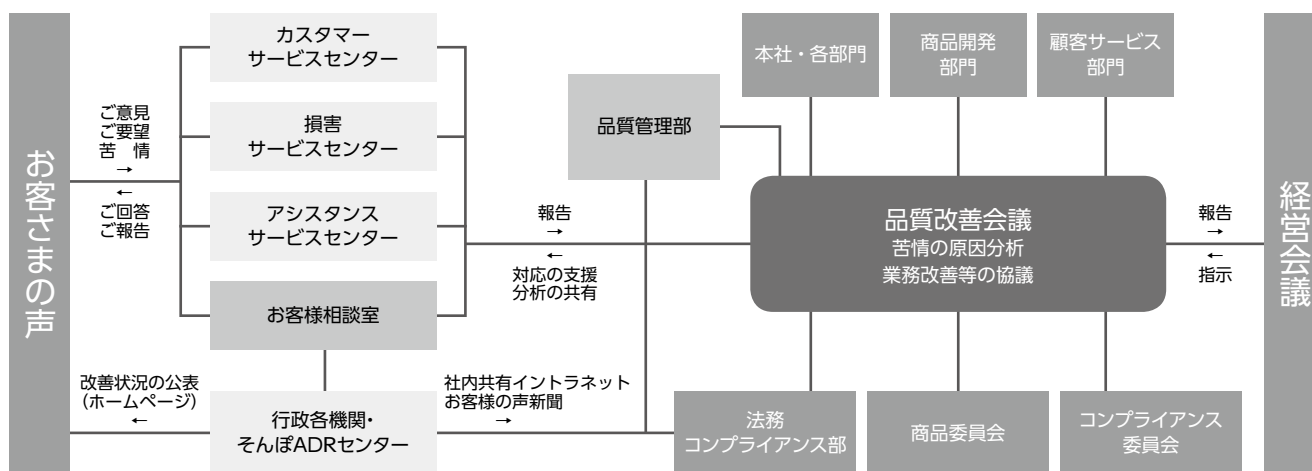
詳しくは、同機構のホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp>）をご参照ください。

○「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談・和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人 交通事故紛争処理センターがあります。全国10カ所において、専門の弁護士が公正、中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ（<http://www.jcstad.or.jp>）をご参照ください。

お客さまの声を活かす取組み



お客さまの声の受付状況

お客さまからお寄せいただいた、ご相談・苦情、商品やサービスに関する各種お問い合わせ、ご意見・ご要望につきまして、受付部門で申出内容シートを起票し、社内の関係各部門からの代表者をメンバーとする品質改善会議において、具体的な内容の精査、対応策を協議・検討し、必要に応じて経営陣への報告を行っています。

< 2013年度 > 受付件数：6,666件

| お声の区分 | 1Q/ 2013年 | 2Q/ 2013年 | 2013年度 上半期 | 3Q/ 2013年 | 4Q/ 2013年 | 2013年度 下半期 | 2013年度 合計 |
|-----------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| <苦情> | 1,611 | 1,536 | 3,147 | 1,511 | 1,542 | 3,053 | 6,200 |
| 契約・募集行為 | 501 | 464 | 965 | 487 | 599 | 1,086 | 2,051 |
| 契約の管理・保全 | 395 | 307 | 702 | 311 | 216 | 527 | 1,229 |
| 保険金 | 589 | 623 | 1,212 | 603 | 571 | 1,174 | 2,386 |
| その他 | 126 | 142 | 268 | 110 | 156 | 266 | 534 |
| <ご意見、ご要望> | 70 | 96 | 166 | 141 | 159 | 300 | 466 |
| 合計 | 1,681 | 1,632 | 3,313 | 1,652 | 1,701 | 3,353 | 6,666 |

13 保険のしくみ

1 損害保険のしくみ

-1 保険制度

保険制度とは、同一の危険にさらされている多数の人々が、統計学を利用して算出されたリスクに応じた保険料を支払うことにより、事故による経済的損失が万一発生した場合に、保険金を受け取ることができるしくみです。

ひとつひとつの事故は、それぞれ個々の面から見れば偶然に発生しているわけですが、同一危険の集団を見れば、一定の確率で発生していることがわかります。これが「大数の法則」です。損害保険は、この「大数の法則」に基づき相互にリスクを分散することによって経済的補償を得る制度といえます。このようにして、損害保険は個人の生活や企業経営の安定に寄与しています。

2 約款

-1 約款とは

約款とは、保険会社と契約者・被保険者双方の権利・義務等保険契約の内容を定めたもので、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・変更するための特約から構成されています。

約款には主に以下の内容が規定されています。

- ① 保険金の支払い対象となる事故と保険金の内容
- ② 保険金が支払われない場合
- ③ 契約時に保険会社に正しく申し出る必要がある重要な事項（告知事項）
- ④ 契約後に契約内容に変更があった場合に保険会社に申し出る必要がある重要な事項（通知事項）
- ⑤ 契約が無効、失効、解除となる場合

3 保険料

-1 保険料のお支払い・返還

保険料は、当社の案内に従って所定の払込方法（コンビニエンスストア払い・クレジットカード払い・口座振替払い等）によりお支払いいただきます。定められた期日までに保険料のお支払いがない場合、事故が起きても保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

なお、保険契約が失効した場合や解除された場合には、約款の規定に従って保険料をお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、詳しくは約款等をご確認ください。

-2 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害をてん補することを約束し、保険契約者がこれに対してその保険料を支払うことを約束することによって効力を生ずる契約をいいます。したがって、損害保険契約は、双務・有償契約であり、保険会社と保険契約者の合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。

しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上は保険契約申込書を作成し、保険会社は契約締結の証として保険証券または保険引受証等を、保険契約者に発行しています。

-3 再保険

お引受けした保険契約にはさまざまな危険（リスク）が混在するために、一保険会社で負担することが不可能な場合があります。そのため、国内や海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり（出再）、また逆に再保険を引き受けたり（受再）して危険の平均化・分散化を図っています。これにより、毎年の損害率の安定すなわち事業成績の安定と引受能力の補完を図っています。

-2 ご契約時の留意事項

ご契約のお申込みにあたっては、普通保険約款・特約の内容および保険申込書等の記載内容を十分にご確認いただくことが必要です。特に保険申込書等は保険会社と契約者・被保険者の双方を拘束する重要なものであり、記載内容が事実と相違していた場合は保険金をお支払いできないことがありますので、お申込みいただく前に十分にご確認ください。

-3 約款に関する情報提供方法

ご契約のお申込みの際、よく理解していただく必要のある内容については、「パンフレット」および「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」等で、約款の概要および重要な事項についてご案内しています。

ご契約のお申込み時にはこれらの資料の記載内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

-2 保険料率

保険料率は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金に充てられる「純保険料率」と、保険会社の運営や募集の経費等に充てられる「付加保険料率」から成り立っており、「純保険料率」については、当社が金融庁から認可を取得したものを適用しています。

なお、自動車保険、傷害保険等の純保険料率については、損害保険料率算出機構が参考純率を算出し、会員保険会社に提供しています。

4 契約締結のしくみ

-1 通信販売の契約締結のしくみ

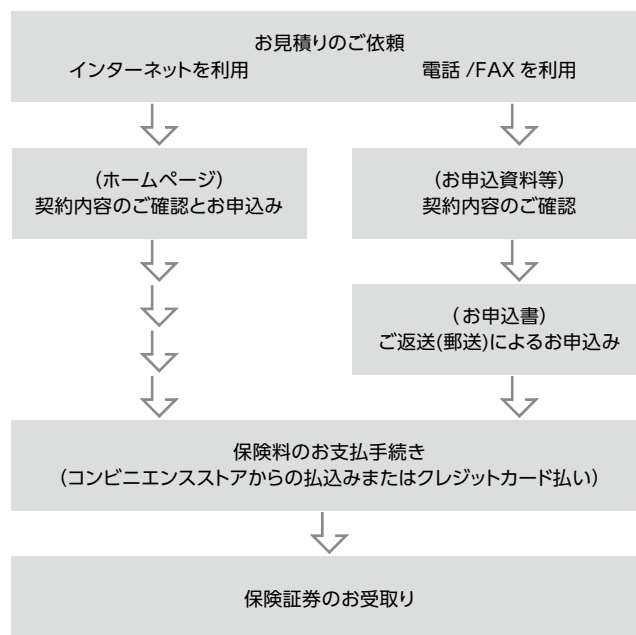
当社の通信販売における契約締結の方法は、大きく分けて、「電話/FAX および郵送」を利用する方法と「インターネット」を利用する方法の二つの方法があります。

「電話/FAX および郵送」では、当社カスタマーサービスセンターより電話にて各取扱商品について保険料のご案内や商品説明をさせていただいた後に、資料等を郵送させていただきます。当該資料の内容をご確認のうえ、保険契約の申込みおよび保険料のお支払いをしていただき、手続完了となります（FAX をご利用の場合は、FAX 受付後に郵送される資料等のご確認をもって、保険契約の申込みに係る手続を行っていただきます）。

また、「インターネット」経由による当社ホームページを利用した手続では、各取扱商品の説明、資料請求や保険料の見積りだけでなく、契約締結まで完了させることができます。

（当社ホームページURL <http://www.axa-direct.co.jp>）

なお、補償内容等の契約条件につきましてはどちらの場合におきましても、契約成立後に郵送される保険証券もしくは継続証にて再確認をお願いしています。



-2 代理店販売の契約締結のしくみ

当社では、代理店委託契約において、ほとんどの保険代理店に委託している業務は、保険契約の媒介となります。媒介代理店には保険契約の締結権がありませんので、お客さまに対して当社商品の説明を行うことや、保険料の試算やより詳しい内容等をお客さまにご確認いただくために当社のカスタマー

サービスセンターやホームページまでお客さまをご案内することが主な業務内容となります（保険契約の締結権を有している保険代理店につきましては、契約の締結に係る業務まで行います）。



-3 ご契約時にご注意いただきたいこと

- お申込みの際は、申込書やホームページ上の記載内容を十分ご確認ください。
 - 申込書またはホームページ上の契約申込画面には正しくご申告ください。
 - 自動車保険をご契約される場合は、事故歴や保険の対象となる車両の所有者、使用目的等を正しくお知らせください。
- ※万一、ご申告いただいた内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

-4 ご契約後のご注意

保険証券は大切に保管してください。
保険証券記載内容に関わる変更（例：お車の買い替えによる車種の変更や住所変更等）が生じたときは、直ちに当社へご連絡ください。ご連絡が遅れますと、保険金をお支払いできない場合があります。
なお、保険証券を紛失された場合も、当社へご連絡ください。
お問い合わせ先電話番号：**0120-193-877**（通話料無料）

5 保険金のお支払いのしくみ

お客さまにご満足いただける損害サービスを目指し、当社では、事故はもちろん故障の場合でも、スピーディーで安心・充実のサービス体制により、お客さまをサポートいたします。

-1 充実の事故対応サービス

| | |
|-----------------------|--|
| 24時間365日、事故受付 | 24時間365日、事故を受付いたします。 |
| 2時間以内に担当者を決定 | 平日・休日（年末年始を除く）にかかわらず、9:00～17:00までに受付が完了した事故は、2時間以内に、担当者を決定いたします。 |
| 休日の初期対応 | 事故が発生し、緊急を要する場合に、休日でも相手方、修理工場、医療機関等関係先への連絡と、お客さまへの結果報告を含む初期対応を行います。 |
| 初期対応サービス | 平日・休日（年末年始を除く）にかかわらず、9:00～19:00までに受付が完了した事故は、お客さまの要望に沿って、当日中に当社社員が相手方、修理工場、医療機関等の関係先に連絡を行い、お客さまにその結果をご報告いたします。 |
| 1事故専任チーム制 | ケガを伴う人身事故や双方に過失が発生する物損事故などは、人身と物損の経験豊富な専任担当者が連携し、責任を持って相手方との示談交渉にあたります。 |
| クイック事故対応サービス | 軽微な車両単独事故については、集中処理センターにおいて担当し、1日でも早く事故解決を行い、スピーディーなお支払いを実施しています。 また、特に対応が急がれる、当社契約者に100%の過失がある事故については、休日でもプロの専任担当者が、被害者への連絡、代車手配、示談交渉など幅広い事故対応サービスを行います。 |
| お客さまのニーズに合わせた途中経過のご連絡 | 電話やハガキでのご連絡に加え、当社Webサイトにおいても事故の途中経過について確認ができます。 |
| 重傷事故急行面談サービス | 事故の相手方が死亡や入院された場合は、お客さまのご要望に応じて、全国に約110名いる専門スタッフ（2014年4月1日現在）が訪問し、お見舞い等のアドバイスや事故解決までの流れや書類の記入方法等についてご説明をいたします。 |
| 訪問・面談による事故解決 | 当社は、事故対応をする担当者の他に必要に応じて出向し面談する訪問社員を設置しています。 訪問社員は、日本全国のお客さまや被害者の方を訪問し、面談による説明で事故解決までのサポートにあたっています。 この訪問社員制度により、当社のオフィスから遠隔地にお住まいのお客さまや被害者の方にも安心を提供いたします。 損害サービス拠点（2014年4月1日現在）：北海道、宮城、東京、神奈川、愛知、大阪、福井、高知、福岡の9都道府県 |

-2 安心のサービスネットワーク

サービスセンター拠点 2014年4月1日現在

損害サービス第一部

| | |
|------------------|--------------|
| 自動車サービスセンター一課 | 03-6732-0725 |
| 自動車サービスセンター二課 | 03-6732-0121 |
| アクサライフサービスセンター | 03-6732-0737 |
| 傷害サービスセンター | |
| 第一傷害チーム | 03-6732-6017 |
| 第二傷害チーム | 03-6732-0120 |
| ペット・医療傷害サービスセンター | |
| 医療傷害チーム | 0120-936-509 |
| ペット保険チーム | 0120-800-044 |

損害サービス第二部

| | |
|---------------|--------------|
| 事故受付サービスセンター | 0120-699-644 |
| 自動車サービスセンター | |
| 第一クイックサービスチーム | 03-6732-0741 |
| 第二クイックサービスチーム | 03-6732-0742 |
| 第三クイックサービスチーム | 03-6732-0071 |

損害サービス第三部

| | |
|---------------|--------------|
| 自動車サービスセンター一課 | 03-6732-6400 |
| 自動車サービスセンター二課 | 03-6732-6401 |
| 自動車サービスセンター三課 | 03-6732-0888 |

損害サービス第四部

| | |
|---------------|--------------|
| 自動車サービスセンター一課 | 03-6732-0668 |
| 自動車サービスセンター二課 | 03-6732-0669 |
| 自動車サービスセンター三課 | 03-6732-6644 |
| 自動車サービスセンター四課 | 03-6732-0726 |

損害サービス第五部

| | |
|---------------|--------------|
| 事故受付サービスセンター | 0120-699-644 |
| ペット保険サービスセンター | 0120-800-044 |
| 傷害サービスセンター | 03-6732-0123 |

損害サービス統括部

| | |
|-----------|--------------|
| 損害サービス統括部 | 03-6732-6500 |
|-----------|--------------|

インスペクターオフィス

| | |
|----------------|--------------|
| 東京インスペクターオフィス | 03-6732-6109 |
| 札幌インスペクターオフィス | 011-708-7120 |
| 仙台インスペクターオフィス | 022-217-1545 |
| 名古屋インスペクターオフィス | 052-564-1032 |
| 大阪インスペクターオフィス | 06-6265-1505 |
| 福岡インスペクターオフィス | 092-474-1877 |

全国サービスネットワーク 2014年4月1日現在

| | |
|------------|---------|
| パイロットガレージ | 約960 拠点 |
| 損害調査ネットワーク | 324 拠点 |
| 弁護士ネットワーク | 全国主要都市 |



-3 お支払いまでの流れ

■ワンステップ事故対応サービス

お客さまからの最初のお電話でスタート。事故現場の緊急措置のアドバイスやアシスタンスサービスの手配といった事故受付から解決までのプロセスをご説明し、お客さまの「不安」を「安心」に変えます。

※夜間は、事故受付とアシスタンスサービスの手配を行い、翌営業日に専任スタッフからお客さまへご連絡いたします。



事故現場での緊急措置アドバイス
アシスタンスサービスの手配



保険金請求意思の確認と手続き
お客さまの過失割合の推定



パイロットガレージ(指定修理工場)のご紹介
無料で事故車引取・代車・納車サービスを実施



事故受付はがきをお客さまに送付
専任の担当者をご案内
事故解決までのプロセスのご説明と事前打ち合わせ

-4 事故や故障が発生したら・・・

お電話ください。ワンステップ事故対応サービスを通じてお客さまをサポートいたします。

事故受付サービスセンター（24時間・年中無休）

0120-699-644（通話料無料）

（携帯電話からもご利用になれます）

6 損害保険代理店

-1 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社と損害保険代理店委託契約を締結し、それに基づいて保険会社の代わりに保険募集を行い、保険契約締結の代理もしくは媒介^(注)を行うことを主たる業務としています。保険の相談、事故発生時における事故の受付や保険会社への報告等、その他必要な業務のうち、保険会社が特に指示した業務も行っています。代理店が保険契約締結の代理を行う場合には、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付も行っています。

(注)損害保険代理店が保険募集を行うときは、保険業法第294条に基づき、お客さまに対し、「保険会社を代理して保険契約を締結」するか「保険契約の締結を媒介」するかを明示させていただいています。

-2 代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第

276条に基づき財務局に登録しなければなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人は保険業法第302条に基づき、財務局に届け出なければなりません。

-3 代理店教育

当社は適正な保険募集態勢を確保するために、所属代理店の保険募集に従事する役員・使用人に対し、所定の教育を実施しています。

-4 代理店数

当社の代理店数は、2014年3月31日現在、全国で112店です。

-5 外務社員・代理店研修生

外務社員・代理店研修生制度はありません。

| | | | |
|-------------------------------------|----|---|----|
| Ⅱ 業績データ 当社の主要業務に関する事項 | 34 | Ⅲ 業績データ 財産の状況 | 47 |
| 1 主要な業務の状況を示す指標の推移 | 34 | 1 財務諸表 | 47 |
| 2 業務の状況を示す指標等 | 35 | 1 貸借対照表 | 47 |
| 1 主要な業務の状況 | 35 | 2 損益計算書 | 49 |
| -1 正味収入保険料及び元受正味保険料 | 35 | 3 キャッシュ・フロー計算書 | 51 |
| -2 受再正味保険料及び支払再保険料 | 35 | 4 株主資本等変動計算書 | 52 |
| -3 解約返戻金 | 35 | 5 1株当たり配当等 | 53 |
| -4 保険引受利益 | 35 | 6 1株当たり純資産額 | 53 |
| -5 種目別保険引受利益 | 36 | 7 1人当たり総資産 | 53 |
| -6 正味支払保険金及び元受正味保険金 | 36 | 2 リスク管理債権 | 53 |
| -7 受再正味保険金及び回収再保険金 | 36 | 3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 | 53 |
| 2 保険契約に関する指標等 | 37 | 4 債務者区分に基づいて区分された債権 | 53 |
| -1 契約者配当金 | 37 | 5 保険金等の支払い能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率) | 54 |
| -2 正味損害率、正味事業費率及びその合算率 | 37 | 6 時価情報等 | 55 |
| -3 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率 | 37 | 1 有価証券 | 55 |
| -4 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合 | 37 | -1 売買目的有価証券 | 55 |
| -5 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合 | 37 | -2 満期保有目的の債券で時価のあるもの | 55 |
| -6 出再保険料の格付ごとの割合 | 38 | -3 その他有価証券で時価のあるもの | 55 |
| -7 未収再保険金 | 38 | -4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額 | 55 |
| 3 経理に関する指標等 | 38 | 2 金銭の信託 | 55 |
| -1 保険契約準備金 | 38 | 3 デリバティブ取引 | 55 |
| -2 責任準備金積立水準 | 39 | 4 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 | 55 |
| -3 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト) | 39 | 5 先物外国為替取引 | 55 |
| -4 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表 | 39 | 6 有価証券関連デリバティブ取引 | 55 |
| -5 引当金明細表 | 40 | 7 金融取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引 | 55 |
| -6 貸付金償却の額 | 40 | Ⅳ 会社概要 | 56 |
| -7 資本金等明細表 | 40 | 1 株主・株式の状況 | 56 |
| -8 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動 | 41 | 1 基本事項 | 56 |
| -9 事業費(含む損害調査費) | 41 | 2 大株主の状況 | 56 |
| -10 売買目的有価証券運用益明細表 | 41 | 3 資本金 | 56 |
| -11 売買目的有価証券運用損明細表 | 41 | 4 最近の社債発行 | 56 |
| -12 有価証券売却損益及び評価損明細表 | 41 | 2 役員状況 | 57 |
| -13 減価償却費明細表 | 41 | 3 従業員の状況 | 57 |
| -14 固定資産処分損益明細表 | 42 | 1 採用方針 | 57 |
| -15 貸付用不動産等減価償却明細表 | 42 | 2 研修制度とキャリアパス | 57 |
| -16 リース取引 | 42 | 4 会社の組織 2014年7月1日現在 | 58 |
| 4 資産運用に関する指標等 | 42 | 5 会社の沿革 | 59 |
| -1 資産運用方針 | 42 | 6 企業概要 | 60 |
| -2 預貯金 | 42 | | |
| -3 資産運用の概況 | 42 | | |
| -4 利息配当収入の額及び運用利回り(インカム利回り) | 43 | | |
| -5 資産運用利回り(実現利回り) | 43 | | |
| -6(参考) 時価総合利回り | 43 | | |
| -7 海外投融資残高及び利回り | 44 | | |
| -8 商品有価証券 | 44 | | |
| -9 商品有価証券の平均残高及び売買高 | 44 | | |
| -10 保有有価証券 | 44 | | |
| -11 有価証券の種類別の残存期間別残高 | 45 | | |
| -12 業種別保有株式の額 | 46 | | |
| -13 貸付金の残存期間別の残高 | 46 | | |
| -14 担保別貸付金残高 | 46 | | |
| -15 使途別の貸付金残高及び構成比 | 46 | | |
| -16 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合 | 46 | | |
| -17 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合 | 46 | | |
| -18 貸付金地域別内訳 | 46 | | |
| -19 国内企業向け貸付金残存期間別残高 | 46 | | |
| -20 劣後特約付貸付金残高 | 46 | | |
| -21 有形固定資産明細表 | 46 | | |
| 5 特別勘定に関する指標 | 46 | | |
| -1 特別勘定資産残高 | 46 | | |
| -2 特別勘定資産 | 46 | | |
| -3 特別勘定の運用収支 | 46 | | |

Ⅱ 業績データ 当社の主要業務に関する事項

1 主要な業務の状況を示す指標の推移

| 項目 | 年度 | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
|-------------------------|----|------------|------------|------------|------------|-------------------|
| 元受正味保険料 | | 31,658 百万円 | 34,093 百万円 | 36,637 百万円 | 39,529 百万円 | 42,298 百万円 |
| 正味収入保険料 | | 29,659 百万円 | 26,907 百万円 | 27,975 百万円 | 29,993 百万円 | 32,144 百万円 |
| 経常収益 | | 33,665 百万円 | 28,171 百万円 | 28,247 百万円 | 30,232 百万円 | 32,500 百万円 |
| 経常利益 (△は経常損失) | | 4,408 百万円 | 1,811 百万円 | 1,690 百万円 | 1,847 百万円 | 2,340 百万円 |
| 当期純利益 (△は当期純損失) | | 4,431 百万円 | 1,813 百万円 | 956 百万円 | 3,181 百万円 | 2,539 百万円 |
| 資本金 | | 17,221 百万円 | 17,221 百万円 | 17,221 百万円 | 17,221 百万円 | 17,221 百万円 |
| (発行済株式総数) | | (344 千株) | (344 千株) | (344 千株) | (344 千株) | (344 千株) |
| 純資産額 | | 7,546 百万円 | 9,459 百万円 | 11,528 百万円 | 14,893 百万円 | 17,556 百万円 |
| 総資産額 | | 38,796 百万円 | 39,149 百万円 | 41,630 百万円 | 47,417 百万円 | 52,501 百万円 |
| (特別勘定又は積立勘定として経理された資産額) | | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 責任準備金残高 | | 14,568 百万円 | 13,825 百万円 | 13,608 百万円 | 14,903 百万円 | 15,521 百万円 |
| 貸付金残高 | | - | - | - | - | - |
| 有価証券残高 | | 16,689 百万円 | 24,097 百万円 | 27,147 百万円 | 32,320 百万円 | 39,651 百万円 |
| 単体ソルベンシー・マージン比率 | | 651.5% | 732.8% | 609.8% | 782.8% | 842.7% |
| 配当性向 | | - | - | - | - | - |
| 従業員数 | | 613 名 | 637 名 | 614 名 | 687 名 | 718 名 |

(注) 単体ソルベンシー・マージン比率は平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入及びリスク計測の厳格化等)がなされております。そのため、2010年度以前と2011年度以降の比率がそれぞれ異なる基準によって算出されております。

2 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況

-1 正味収入保険料及び元受正味保険料

| 種目 | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
|-------------|-------|--------|--------|--------|
| 火災保険 | | 1 | 0 | 0 |
| 海上保険 | | - | - | - |
| 傷害保険 | | 792 | 720 | 691 |
| 自動車保険 | | 26,363 | 28,332 | 30,297 |
| 自動車損害賠償責任保険 | | 350 | 413 | 498 |
| その他 | | 467 | 525 | 657 |
| (うち賠償責任保険) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| (うち信用・保証保険) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 合 計 | | 27,975 | 29,993 | 32,144 |

(注) 正味収入保険料：元受及び受再契約に係る収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

| 種目 | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
|-------------|-------|--------|--------|--------|
| 火災保険 | | △0 | - | 0 |
| 海上保険 | | - | - | - |
| 傷害保険 | | 909 | 867 | 816 |
| 自動車保険 | | 35,261 | 38,136 | 40,824 |
| 自動車損害賠償責任保険 | | - | - | - |
| その他 | | 467 | 525 | 657 |
| (うち賠償責任保険) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| (うち信用・保証保険) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 合 計 | | 36,637 | 39,529 | 42,298 |

(注) 1.元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。
2.従業員1人当たり元受正味保険料：元受正味保険料 ÷ 従業員数

従業員1人当たり元受正味保険料 59 57 58

-2 受再正味保険料及び支払再保険料

| 種目 | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
|-------------|-------|--------|--------|--------|
| 火災保険 | | 1 | 0 | 0 |
| 海上保険 | | - | - | - |
| 傷害保険 | | - | - | - |
| 自動車保険 | | - | - | - |
| 自動車損害賠償責任保険 | | 350 | 413 | 498 |
| その他 | | 0 | - | - |
| (うち賠償責任保険) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| (うち信用・保証保険) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 合 計 | | 352 | 414 | 498 |

(注) 受再正味保険料：受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

| 種目 | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
|-------------|-------|--------|--------|--------|
| 火災保険 | | △0 | - | 0 |
| 海上保険 | | - | - | - |
| 傷害保険 | | 116 | 146 | 125 |
| 自動車保険 | | 8,897 | 9,803 | 10,527 |
| 自動車損害賠償責任保険 | | - | - | - |
| その他 | | - | - | - |
| (うち賠償責任保険) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| (うち信用・保証保険) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 合 計 | | 9,014 | 9,950 | 10,652 |

(注) 支払再保険料：出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものをいいます。

-3 解約返戻金

| 種目 | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
|-------------|-------|--------|--------|--------|
| 火災保険 | | - | - | - |
| 海上保険 | | - | - | - |
| 傷害保険 | | 0 | 0 | 0 |
| 自動車保険 | | 291 | 290 | 318 |
| 自動車損害賠償責任保険 | | 6 | 8 | 10 |
| その他 | | 6 | 9 | 9 |
| (うち賠償責任保険) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| (うち信用・保証保険) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 合 計 | | 304 | 309 | 338 |

(注) 解約返戻金：元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計額をいいます。

-4 保険引受利益

| 区分 | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
|------------|----|--------|--------|--------|
| 保険引受収益 | | 28,003 | 30,005 | 32,159 |
| 保険引受費用 | | 16,858 | 18,934 | 19,626 |
| 営業費及び一般管理費 | | 9,686 | 9,403 | 10,482 |
| その他収支 | | △7 | 0 | △0 |
| 保険引受利益 | | 1,450 | 1,668 | 2,050 |

(注) 1.営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。
2.その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等ではありません。
3.保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

-5 種目別保険引受利益

| 種目 | (単位：百万円) | | | |
|-------------|----------|--------|--------|--------|
| | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
| 火災保険 | | 0 | 0 | 0 |
| 海上保険 | | - | - | - |
| 傷害保険 | | △ 465 | △ 239 | △ 172 |
| 自動車保険 | | 2,260 | 2,135 | 2,571 |
| 自動車損害賠償責任保険 | | - | - | - |
| その他 | | △ 344 | △ 227 | △ 348 |
| (うち賠償責任保険) | (| △ 0) | (0) | (-) |
| (うち信用・保証保険) | (| 0) | (0) | (0) |
| 合 計 | | 1,450 | 1,668 | 2,050 |

-6 正味支払保険金及び元受正味保険金

| 種目 | (単位：百万円) | | | |
|-------------|----------|--------|--------|--------|
| | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
| 火災保険 | | 60 | - | - |
| 海上保険 | | - | - | - |
| 傷害保険 | | 485 | 378 | 426 |
| 自動車保険 | | 15,792 | 16,634 | 17,550 |
| 自動車損害賠償責任保険 | | 348 | 402 | 441 |
| その他 | | 168 | 222 | 262 |
| (うち賠償責任保険) | (| 0) | (0) | (0) |
| (うち信用・保証保険) | (| △ 0) | (△ 0) | (△ 0) |
| 合 計 | | 16,855 | 17,638 | 18,681 |

(注) 正味支払保険金：元受及び受再契約に係る支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものをいいます。

| 種目 | (単位：百万円) | | | |
|-------------|----------|--------|--------|--------|
| | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
| 火災保険 | | - | - | - |
| 海上保険 | | - | - | - |
| 傷害保険 | | 504 | 443 | 466 |
| 自動車保険 | | 20,116 | 21,721 | 22,916 |
| 自動車損害賠償責任保険 | | - | - | - |
| その他 | | 168 | 222 | 262 |
| (うち賠償責任保険) | (| -) | (-) | (-) |
| (うち信用・保証保険) | (| -) | (-) | (-) |
| 合 計 | | 20,789 | 22,387 | 23,645 |

(注) 元受正味保険金：元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

-7 受再正味保険金及び回収再保険金

| 種目 | (単位：百万円) | | | |
|-------------|----------|--------|--------|--------|
| | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
| 火災保険 | | 60 | - | - |
| 海上保険 | | - | - | - |
| 傷害保険 | | - | - | - |
| 自動車保険 | | 0 | - | 0 |
| 自動車損害賠償責任保険 | | 348 | 402 | 441 |
| その他 | | △ 0 | △ 0 | △ 0 |
| (うち賠償責任保険) | (| 0) | (0) | (0) |
| (うち信用・保証保険) | (| △ 0) | (△ 0) | (△ 0) |
| 合 計 | | 409 | 402 | 441 |

(注) 受再正味保険金：受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

| 種目 | (単位：百万円) | | | |
|-------------|----------|--------|--------|--------|
| | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
| 火災保険 | | - | - | - |
| 海上保険 | | - | - | - |
| 傷害保険 | | 19 | 65 | 40 |
| 自動車保険 | | 4,323 | 5,086 | 5,365 |
| 自動車損害賠償責任保険 | | - | - | - |
| その他 | | - | - | - |
| (うち賠償責任保険) | (| -) | (-) | (-) |
| (うち信用・保証保険) | (| -) | (-) | (-) |
| 合 計 | | 4,343 | 5,151 | 5,406 |

(注) 回収再保険金：出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

2 保険契約に関する指標等

-1 契約者配当金

該当事項はありません。

-2 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

| 年度 | 2011年度 | | | 2012年度 | | | 2013年度 | | |
|-------------|---------|--------|---------|--------|--------|-------|-------------|-------------|--------------|
| | 正味損害率 | 正味事業費率 | 合算率 | 正味損害率 | 正味事業費率 | 合算率 | 正味損害率 | 正味事業費率 | 合算率 |
| 火災保険 | 4,766.3 | - | 4,766.3 | - | - | - | - | - | - |
| 海上保険 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 傷害保険 | 66.3 | 86.5 | 152.8 | 56.5 | 78.7 | 135.2 | 65.8 | 55.5 | 121.3 |
| 自動車保険 | 68.7 | 20.7 | 89.4 | 67.8 | 18.3 | 86.1 | 67.0 | 20.0 | 87.0 |
| 自動車損害賠償責任保険 | 99.5 | - | 99.5 | 97.4 | - | 97.4 | 88.7 | - | 88.7 |
| その他 | 43.2 | 124.1 | 167.3 | 48.7 | 87.4 | 136.1 | 43.9 | 91.0 | 134.9 |
| (うち賠償責任保険) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| (うち信用・保証保険) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 合計 | 68.8 | 24.1 | 92.9 | 67.6 | 20.7 | 88.3 | 66.8 | 21.9 | 88.7 |

(注) 1.正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷(正味収入保険料)
 2.正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷(正味収入保険料)
 3.合算率=正味損害率+正味事業費率

-3 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

| 年度 | 2011年度 | | | 2012年度 | | | 2013年度 | | |
|-------------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------------|--------------|--------------|
| | 発生損害率 | 事業費率 | 合算率 | 発生損害率 | 事業費率 | 合算率 | 発生損害率 | 事業費率 | 合算率 |
| 火災保険 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 海上保険 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 傷害保険 | 72.8 | 80.4 | 153.2 | 51.9 | 69.1 | 121.0 | 69.7 | 50.6 | 120.2 |
| (医療) | 62.1 | 667.1 | 729.2 | 82.5 | 614.0 | 696.5 | 107.2 | 385.2 | 492.4 |
| (その他) | 73.2 | 61.0 | 134.2 | 50.8 | 48.9 | 99.7 | 68.5 | 39.9 | 108.3 |
| 自動車保険 | 67.7 | 26.1 | 93.8 | 68.3 | 24.1 | 92.4 | 68.2 | 25.4 | 93.6 |
| その他 | 33.3 | 128.8 | 162.1 | 51.2 | 90.1 | 141.3 | 53.7 | 102.3 | 156.0 |
| (うち賠償責任保険) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| (うち信用・保証保険) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 合計 | 67.4 | 28.7 | 96.1 | 67.8 | 25.9 | 93.7 | 68.0 | 27.0 | 95.0 |

(注) 1.地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2.発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3.事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4.合算率=発生損害率+事業費率
 5.出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 6.出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額
 7.医療保険は、販売量が少ないなど有意な情報が得られないため、傷害に含めて記載しております。

-4 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

| 区分 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
|------|--------|--------|-------------|
| 国内契約 | 100% | 100% | 100% |
| 海外契約 | - | - | - |

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

-5 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

| 年度 | 出再先保険会社の数 | 出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 |
|---------------|-----------|---------------------------|
| 2012年度 | 2社 | 100% |
| 2013年度 | 2社 | 100% |

(注)「出再先保険会社の数」は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としております。

-6 出再保険料の格付ごとの割合

| 格付区分 | A以上 | BBB以上 | その他 (格付なし・不明・BB以下) | 合計 |
|---------------|-------------|-----------|-----------------------|-------------|
| 2012年度 | 100% | -% | -% | 100% |
| 2013年度 | 100% | -% | -% | 100% |

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としております。
 2. <格付の方法>
 ①S&P社の格付を使用しております。
 ②出再先のうちアクサグループ内会社は、単独の格付を持たないためアクサグループの格付を使用しております。

-7 未収再保険金

| 区分 | 年度 | (単位：百万円) | | |
|--------------------|-----------------|----------|--------|--------------|
| | | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
| 年度開始時の未収再保険金 | (A) | 940 | 1,140 | 1,375 |
| 当該年度に回収できる事由が発生した額 | (B) | (-) | (-) | (-) |
| 当該年度回収等 | (C) | 4,343 | 5,151 | 5,406 |
| 年度末の未収再保険金 | (A) + (B) - (C) | 4,143 | 4,916 | 5,452 |
| | | (-) | (-) | (-) |
| | | 1,140 | 1,375 | 1,329 |
| | | (-) | (-) | (-) |

(注) 1. 地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

3 経理に関する指標等

-1 保険契約準備金

| 種目 | 年度 | (単位：百万円) | | |
|-------------|----|----------|---------|---------------|
| | | 2011年度末 | 2012年度末 | 2013年度末 |
| 火災保険 | | - | - | - |
| 海上保険 | | - | - | - |
| 傷害保険 | | 489 | 453 | 506 |
| 自動車保険 | | 10,863 | 11,446 | 12,320 |
| 自動車損害賠償責任保険 | | 139 | 151 | 170 |
| その他 | | 37 | 43 | 68 |
| (うち賠償責任保険) | | (0) | (0) | (0) |
| (うち信用・保証保険) | | (-) | (-) | (-) |
| 合計 | | 11,530 | 12,094 | 13,066 |

| 種目 | 年度 | (単位：百万円) | | |
|-------------|----|----------|---------|---------------|
| | | 2011年度末 | 2012年度末 | 2013年度末 |
| 火災保険 | | 78 | 78 | 79 |
| 海上保険 | | 16 | 16 | 16 |
| 傷害保険 | | 534 | 556 | 528 |
| 自動車保険 | | 12,255 | 13,483 | 13,983 |
| 自動車損害賠償責任保険 | | 498 | 510 | 561 |
| その他 | | 224 | 257 | 350 |
| (うち賠償責任保険) | | (2) | (2) | (2) |
| (うち信用・保証保険) | | (0) | (0) | (0) |
| 合計 | | 13,608 | 14,903 | 15,521 |

責任準備金の残高の内訳

| 種目 | 年度 | 2012年度末 | | | | | 合計 |
|-------------|----|---------|---------|-------|-------|----------|--------|
| | | 普通責任準備金 | 異常危険準備金 | 危険準備金 | 払戻積立金 | 契約者記当準備金 | |
| 火災保険 | | 9 | 69 | 0 | - | - | 78 |
| 海上保険 | | - | 16 | - | - | - | 16 |
| 傷害保険 | | 134 | 421 | 0 | - | - | 556 |
| 自動車保険 | | 12,570 | 913 | - | - | - | 13,483 |
| 自動車損害賠償責任保険 | | 510 | - | - | - | - | 510 |
| その他 | | 219 | 37 | - | - | - | 257 |
| (うち賠償責任保険) | | (-) | (2) | (-) | (-) | (-) | (2) |
| (うち信用・保証保険) | | (-) | (0) | (-) | (-) | (-) | (0) |
| 合計 | | 13,444 | 1,459 | 0 | - | - | 14,903 |

| 種目 | 年度 | 2013年度末 | | | | | 合計 |
|-------------|----|---------|---------|-------|-------|----------|---------------|
| | | 普通責任準備金 | 異常危険準備金 | 危険準備金 | 払戻積立金 | 契約者記当準備金 | |
| 火災保険 | | 10 | 69 | 0 | - | - | 79 |
| 海上保険 | | - | 16 | - | - | - | 16 |
| 傷害保険 | | 164 | 364 | 0 | - | - | 528 |
| 自動車保険 | | 13,004 | 978 | - | - | - | 13,983 |
| 自動車損害賠償責任保険 | | 561 | - | - | - | - | 561 |
| その他 | | 292 | 58 | - | - | - | 350 |
| (うち賠償責任保険) | | (-) | (2) | (-) | (-) | (-) | (2) |
| (うち信用・保証保険) | | (-) | (0) | (-) | (-) | (-) | (0) |
| 合計 | | 14,032 | 1,488 | 0 | - | - | 15,521 |

(注) 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については普通責任準備金として記載しております。

-2 責任準備金積立水準

| 区分 | 年度 | | 2012年度末 | 2013年度末 |
|------|-------------|--------------|---------|---------|
| | 標準責任準備金対象契約 | 標準責任準備金対象外契約 | 標準責任準備金 | 標準責任準備金 |
| 積立方式 | | | | |
| 積立率 | | | 100.0% | 100.0% |

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率=(実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

-3 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

| 年度 | 区分 | 期首支払備金 | 前期以前発生事故に係る 当期支払保険金 | 前期以前発生事故に係る 当期末支払備金 | 当期把握 見積り差額 |
|---------------|----|---------------|------------------------|------------------------|---------------|
| 2009年度 | | 11,443 | 5,496 | 5,772 | 173 |
| 2010年度 | | 12,250 | 6,229 | 5,536 | 483 |
| 2011年度 | | 13,054 | 6,492 | 5,699 | 862 |
| 2012年度 | | 13,997 | 6,854 | 6,917 | 224 |
| 2013年度 | | 15,144 | 8,252 | 7,044 | △152 |

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

-4 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険 (単位:百万円)

| 区分 | 事故発生年度末 | 2009年度 | | | 2010年度 | | | 2011年度 | | | 2012年度 | | | 2013年度 | | |
|--------------------|---------|--------|-------|------|--------|-------|------|--------|-------|-----|--------|------|----|--------|----|----|
| | | 金額 | 比率 | 変動 | 金額 | 比率 | 変動 | 金額 | 比率 | 変動 | 金額 | 比率 | 変動 | 金額 | 比率 | 変動 |
| 累計保険金 + 支払備金 | 事故発生年度末 | 18,237 | | | 19,964 | | | 21,504 | | | 23,044 | | | 24,264 | | |
| | 1年後 | 18,826 | 3.23 | 589 | 19,638 | △1.63 | △325 | 21,418 | △0.40 | △85 | 23,079 | 0.15 | 34 | - | - | - |
| | 2年後 | 18,651 | △0.93 | △175 | 19,702 | 0.33 | 63 | 21,396 | △0.11 | △22 | - | - | - | - | - | - |
| | 3年後 | 18,554 | △0.52 | △97 | 19,682 | △0.10 | △20 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 4年後 | 18,480 | △0.39 | △73 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 最終損害見積り額 | | 18,480 | | | 19,682 | | | 21,396 | | | 23,079 | | | 24,264 | | |
| 累計保険金 | | 18,034 | | | 18,910 | | | 19,725 | | | 19,577 | | | 14,974 | | |
| 支払備金 | | 446 | | | 772 | | | 1,671 | | | 3,502 | | | 9,290 | | |

傷害保険 (単位:百万円)

| 区分 | 事故発生年度末 | 2009年度 | | | 2010年度 | | | 2011年度 | | | 2012年度 | | | 2013年度 | | |
|--------------------|---------|--------|--------|------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|--------|-----|--------|----|----|
| | | 金額 | 比率 | 変動 | 金額 | 比率 | 変動 | 金額 | 比率 | 変動 | 金額 | 比率 | 変動 | 金額 | 比率 | 変動 |
| 累計保険金 + 支払備金 | 事故発生年度末 | 629 | | | 496 | | | 598 | | | 487 | | | 544 | | |
| | 1年後 | 527 | △16.13 | △101 | 530 | 6.90 | 34 | 562 | △5.94 | △35 | 430 | △11.72 | △57 | - | - | - |
| | 2年後 | 512 | △2.83 | △14 | 494 | △6.85 | △36 | 592 | 5.28 | 29 | - | - | - | - | - | - |
| | 3年後 | 505 | △1.46 | △7 | 488 | △1.22 | △6 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 4年後 | 505 | △0.02 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 最終損害見積り額 | | 505 | | | 488 | | | 592 | | | 430 | | | 544 | | |
| 累計保険金 | | 505 | | | 471 | | | 501 | | | 347 | | | 188 | | |
| 支払備金 | | 0 | | | 16 | | | 90 | | | 83 | | | 356 | | |

賠償責任保険 該当事項はありません

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

-5 引当金明細表

| | | (単位：百万円) | | | |
|-----------|------------|-----------------|--------|-----|-----------------|
| | | 年度 | 2012年度 | | |
| 区分 | | 2011年度 年度末残高 | 増加額 | 減少額 | 2012年度 年度末残高 |
| 貸倒引当金 | 一般貸倒引当金 | — | — | — | — |
| | 個別貸倒引当金 | 28 | 28 | 0 | 56 |
| | 特定海外債権引当勘定 | — | — | — | — |
| 退職給付引当金 | | 999 | 321 | 63 | 1,257 |
| 役員退職慰労引当金 | | 60 | 13 | 8 | 65 |
| 賞与引当金 | | 226 | 261 | 226 | 261 |
| 価格変動準備金 | | 26 | 6 | — | 32 |
| 合 計 | | 1,341 | 630 | 299 | 1,673 |

| | | (単位：百万円) | | | |
|-----------|------------|-----------------|--------|-----|-----------------|
| | | 年度 | 2013年度 | | |
| 区分 | | 2012年度 年度末残高 | 増加額 | 減少額 | 2013年度 年度末残高 |
| 貸倒引当金 | 一般貸倒引当金 | — | — | — | — |
| | 個別貸倒引当金 | 56 | 15 | 28 | 43 |
| | 特定海外債権引当勘定 | — | — | — | — |
| 退職給付引当金 | | 1,257 | 313 | 48 | 1,522 |
| 役員退職慰労引当金 | | 65 | 6 | 15 | 56 |
| 賞与引当金 | | 261 | 341 | 261 | 341 |
| 価格変動準備金 | | 32 | 16 | — | 49 |
| 合 計 | | 1,673 | 694 | 353 | 2,014 |

-6 貸付金償却の額

該当事項はありません。

-7 資本金等明細表

| | | (単位：百万円) | | | |
|---------------------|--------------------|-----------------|--------|-----|-----------------|
| | | 年度 | 2012年度 | | |
| 区分 | | 2011年度 年度末残高 | 増加額 | 減少額 | 2012年度 年度末残高 |
| 資 本 金 | | 17,221 | — | — | 17,221 |
| うち既発行株式 | 普通株式 | 344,430 株 | —株 | —株 | 344,430 株 |
| 資本準備金及び その他資本剰余金 | (資本準備金) 株式払込剰余金 | 15,721 | — | — | 15,721 |
| | 合計 | 15,721 | — | — | 15,721 |
| 利益準備金及び 任意積立金 | 利益準備金 | — | — | — | — |
| | 任意積立金 | — | — | — | — |
| | 合計 | — | — | — | — |

| | | (単位：百万円) | | | |
|---------------------|--------------------|-----------------|--------|--------|-----------------|
| | | 年度 | 2013年度 | | |
| 区分 | | 2012年度 年度末残高 | 増加額 | 減少額 | 2013年度 年度末残高 |
| 資 本 金 | | 17,221 | — | — | 17,221 |
| うち既発行株式 | 普通株式 | 344,430 株 | —株 | —株 | 344,430 株 |
| 資本準備金及び その他資本剰余金 | (資本準備金) 株式払込剰余金 | 15,721 | — | 15,721 | — |
| | 合計 | 15,721 | — | 15,721 | — |
| 利益準備金及び 任意積立金 | 利益準備金 | — | — | — | — |
| | 任意積立金 | — | — | — | — |
| | 合計 | — | — | — | — |

-8 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

| | | |
|------------|--|----------------------------|
| 損害率の上昇シナリオ | すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。 | |
| 計算方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額 | |
| 経常利益の減少額 | 2012年度 | 285百万円(注)異常危険準備金残高の取崩額3百万円 |
| | 2013年度 | 303百万円(注)異常危険準備金残高の取崩額4百万円 |

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

-9 事業費(含む損害調査費)

| 区分 | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
|--------------------|----|---------|---------|---------|
| 人件費 | | 4,612 | 4,706 | 5,197 |
| 物件費 | | 7,158 | 6,985 | 7,764 |
| 税金 | | 315 | 369 | 360 |
| 火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金 | | - | - | - |
| 保険契約者保護機構に対する負担金 | | 3 | - | - |
| 諸手数料及び集金費 | | △ 2,953 | △ 3,204 | △ 3,437 |
| 合 計 | | 9,136 | 8,856 | 9,884 |

(注) 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」並びに「諸手数料及び集金費」の合計額であります。

-10 売買目的有価証券運用益明細表

該当事項はありません。

-11 売買目的有価証券運用損明細表

該当事項はありません。

-12 有価証券売却損益及び評価損明細表

| 区分 | 2012年度 | | | 2013年度 | | |
|---------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
| | 売却益 | 売却損 | 評価損 | 売却益 | 売却損 | 評価損 |
| 国債等 | 46 | - | - | 4 | 0 | - |
| 株式 | - | - | - | - | - | - |
| 外国証券 | - | - | - | - | - | - |
| その他有価証券 | - | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 46 | - | - | 4 | 0 | - |

-13 減価償却費明細表

| 区分 | 2012年度 | | | | | 2013年度 | | | | |
|------------|--------|-----------|-------|-----------|-------|--------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 取得原価 | 2012年度償却額 | 償却累計額 | 2012年度末残高 | 償却累計率 | 取得原価 | 2013年度償却額 | 償却累計額 | 2013年度末残高 | 償却累計率 |
| 有形固定資産 | 1,041 | 131 | 678 | 362 | 65.2% | 1,028 | 90 | 697 | 330 | 67.8% |
| 建物(営業用) | 346 | 27 | 184 | 161 | 53.3% | 374 | 26 | 210 | 164 | 56.1% |
| その他の有形固定資産 | 695 | 103 | 494 | 200 | 71.1% | 653 | 64 | 487 | 166 | 74.5% |
| 無形固定資産 | 6,393 | 674 | 5,230 | 1,162 | 81.8% | 6,679 | 448 | 5,626 | 1,053 | 84.2% |
| ソフトウェア | 5,822 | 559 | 5,002 | 819 | 85.9% | 6,109 | 334 | 5,284 | 824 | 86.5% |
| のれん | 570 | 114 | 228 | 342 | 40.0% | 570 | 114 | 342 | 228 | 60.0% |
| 合 計 | 7,434 | 805 | 5,909 | 1,524 | | 7,708 | 539 | 6,324 | 1,383 | |

(注) 建物には、資産除去費用資産の償却額5百万円が含まれております。

-14 固定資産処分損益明細表

(単位：百万円)

| 区分 | 2012年度 | | 2013年度 | |
|------------|--------|-----|--------|-----|
| | 処分益 | 処分損 | 処分益 | 処分損 |
| 有形固定資産 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 建物 | - | - | - | - |
| その他の有形固定資産 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 無形固定資産 | - | - | - | - |
| ソフトウェア | - | - | - | - |
| ソフトウェア仮勘定 | - | - | - | - |
| 合 計 | 3 | 2 | 2 | 2 |

-15 賃貸用不動産等減価償却明細表

該当事項はありません。

-16 リース取引

該当事項はありません。

4 資産運用に関する指標等

-1 資産運用方針

当期末の総資産は52,501百万円、運用資産は43,329百万円となりました。資産の運用にあたりましては営業資金の安定的な確保を目的とし、安全性・流動性に留意しつつ、効率的な運用に努めております。

-2 預貯金

(単位：百万円)

| 区分 | 2011年度末 | 2012年度末 | 2013年度末 |
|------|---------|---------|---------|
| 当座預金 | 0 | 0 | 0 |
| 普通預金 | 5,099 | 5,242 | 3,293 |
| 定期預金 | 2,000 | 1,000 | - |
| 合 計 | 7,100 | 6,243 | 3,294 |

-3 資産運用の概況

(単位：百万円)

| 区分 | 2011年度末 | | 2012年度末 | | 2013年度末 | |
|-------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 預貯金 | 7,100 | 17.1% | 6,243 | 13.2% | 3,294 | 6.3% |
| 有価証券 | 27,147 | 65.2% | 32,320 | 68.2% | 39,651 | 75.5% |
| 土地・建物 | 366 | 0.9% | 380 | 0.8% | 383 | 0.7% |
| 運用資産計 | 34,614 | 83.1% | 38,944 | 82.1% | 43,329 | 82.5% |
| 総資産 | 41,630 | 100.0% | 47,417 | 100.0% | 52,501 | 100.0% |

-4 利息配当収入の額及び運用利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

| 区分 | 2011年度 | | 2012年度 | | 2013年度 | |
|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 金額 | 利回り | 金額 | 利回り | 金額 | 利回り |
| 預貯金 | 3 | 0.06% | 4 | 0.06% | 1 | 0.03% |
| 有価証券 | 137 | 0.54% | 152 | 0.51% | 298 | 0.83% |
| 公社債 | 124 | 0.52% | 133 | 0.48% | 158 | 0.66% |
| 株式 | 2 | 9.85% | - | - | - | - |
| 外国証券 | 10 | 0.74% | 19 | 0.88% | 139 | 1.18% |
| その他の証券 | - | - | - | - | - | - |
| 土地・建物 | - | - | - | - | - | - |
| その他 | 0 | / | 0 | / | 0 | / |
| 合計 | 142 | 0.43% | 157 | 0.42% | 299 | 0.73% |

(注) 1. 利回りは 収入金額 ÷ 月平均運用額 で算出しております。
 2. 従来の「運用資産利回り」に加え、2種類の利回り（「資産運用利回り」「時価総合利回り」）を後述の項目にて開示しています。各利回りの計算方法は後述の項目の注記に記載したとおりであります。

-5 資産運用利回り（実現利回り）

(単位：百万円)

| 区分 | 2011年度 | | | 2012年度 | | | 2013年度 | | |
|--------|-------------------|--------------------|---------|-------------------|--------------------|-------|-------------------|--------------------|---------|
| | 資産運用損益 (実現ベース) | 平均運用額 (取得原価ベース) | 利回り | 資産運用損益 (実現ベース) | 平均運用額 (取得原価ベース) | 利回り | 資産運用損益 (実現ベース) | 平均運用額 (取得原価ベース) | 利回り |
| 預貯金 | 3 | 6,995 | 0.06% | 4 | 7,250 | 0.06% | 1 | 4,621 | 0.03% |
| 有価証券 | 208 | 25,612 | 0.82% | 199 | 29,783 | 0.67% | 301 | 35,986 | 0.84% |
| 公社債 | 146 | 24,103 | 0.61% | 179 | 27,592 | 0.65% | 163 | 24,129 | 0.68% |
| 株式 | 51 | 22 | 226.59% | - | - | - | - | - | - |
| 外国証券 | 10 | 1,485 | 0.74% | 19 | 2,190 | 0.88% | 139 | 11,832 | 1.18% |
| その他の証券 | - | - | - | - | - | - | △ 0 | 25 | △ 3.62% |
| 土地・建物 | - | 381 | - | - | 367 | - | - | 377 | - |
| 金融派生商品 | - | / | / | - | / | / | - | / | / |
| その他 | 0 | / | / | 0 | / | / | 0 | / | / |
| 合計 | 212 | 32,989 | 0.65% | 203 | 37,401 | 0.54% | 303 | 40,986 | 0.74% |

(注) 資産運用利回り：資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。
 ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高

-6 (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円)

| 区分 | 2011年度 | | | 2012年度 | | | 2013年度 | | |
|--------|--------------------|------------------|---------|--------------------|------------------|-------|--------------------|------------------|---------|
| | 資産運用損益等 (時価ベース) | 平均運用額 (時価ベース) | 利回り | 資産運用損益等 (時価ベース) | 平均運用額 (時価ベース) | 利回り | 資産運用損益等 (時価ベース) | 平均運用額 (時価ベース) | 利回り |
| 預貯金 | 3 | 6,995 | 0.06% | 4 | 7,250 | 0.06% | 1 | 4,621 | 0.03% |
| 有価証券 | 407 | 25,698 | 1.59% | 463 | 30,068 | 1.54% | 478 | 36,536 | 1.31% |
| 公社債 | 349 | 24,190 | 1.45% | 429 | 27,883 | 1.54% | 89 | 24,669 | 0.36% |
| 株式 | 51 | 22 | 226.59% | - | - | - | - | - | - |
| 外国証券 | 6 | 1,484 | 0.44% | 34 | 2,185 | 1.57% | 390 | 11,841 | 3.30% |
| その他の証券 | - | - | - | - | - | - | △ 0 | 25 | △ 3.62% |
| 土地・建物 | - | 381 | - | - | 367 | - | - | 377 | - |
| 金融派生商品 | - | / | / | - | / | / | - | / | / |
| その他 | 0 | / | / | 0 | / | / | 0 | / | / |
| 合計 | 412 | 33,075 | 1.25% | 467 | 37,687 | 1.24% | 480 | 41,536 | 1.16% |

(注) 時価総合利回り：時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。
 ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額-前期末評価差額)
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額

-7 海外投融資残高及び利回り

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 2011年度末 | | 2012年度末 | | 2013年度末 | |
|----------|----------------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 |
| 外貨建 | 外国公社債 | - | - | - | - | - | - |
| | 外国株式 | - | - | - | - | - | - |
| | その他 | - | - | - | - | - | - |
| | 外貨建資産計 | - | - | - | - | - | - |
| 円貨建 | 非居住者貸付 | - | - | - | - | - | - |
| | 外国公社債 | - | - | - | - | - | - |
| | その他 | 1,803 | 100.0% | 2,214 | 100.0% | 12,586 | 100.0% |
| | 円貨建資産計 | 1,803 | 100.0% | 2,214 | 100.0% | 12,586 | 100.0% |
| 合計 | | 1,803 | 100.0% | 2,214 | 100.0% | 12,586 | 100.0% |
| 海外投融資利回り | 海外投資利回り (インカム利回り) | | 0.74% | | 0.88% | | 1.18% |
| | 資産運用利回り (実現利回り) | | 0.74% | | 0.88% | | 1.18% |
| | (参考) | | 0.44% | | 1.57% | | 3.30% |
| | 時価総合利回り | | | | | | |

(注) 「海外投融資利回り」の各利回りの計算方法は、前述に記載している各項目の注記のとおりであります。

-8 商品有価証券

該当事項はありません。

-9 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

-10 保有有価証券

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 2011年度末 | | 2012年度末 | | 2013年度末 | |
|--------|----|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 国債 | | 25,343 | 93.4% | 30,106 | 93.1% | 26,988 | 68.1% |
| 地方債 | | - | - | - | - | - | - |
| 社債 | | - | - | - | - | - | - |
| 株式 | | - | - | - | - | - | - |
| 外国証券 | | 1,803 | 6.6% | 2,214 | 6.9% | 12,586 | 31.7% |
| その他の証券 | | - | - | - | - | 76 | 0.2% |
| 貸付有価証券 | | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | 27,147 | 100.0% | 32,320 | 100.0% | 39,651 | 100.0% |

-11 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

| 区分 | 2012年度末 | | | | | | 合 計 |
|--------|---------|---------|---------|---------|----------|-------------------------|--------|
| | 1年以下 | 1年超3年以下 | 3年超5年以下 | 5年超7年以下 | 7年超10年以下 | 10年超 (期間の定めのないものを含む) | |
| 国債 | 9,899 | 10,598 | — | 5,386 | 1,063 | 3,159 | 30,106 |
| 地方債 | — | — | — | — | — | — | — |
| 社債 | — | — | — | — | — | — | — |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | — |
| 外国証券 | 1,002 | 1,010 | 201 | — | — | — | 2,214 |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — | — |
| 合 計 | 10,901 | 11,608 | 201 | 5,386 | 1,063 | 3,159 | 32,320 |

(単位：百万円)

| 区分 | 2013年度末 | | | | | | 合 計 |
|--------|---------|---------|---------|---------|----------|-------------------------|--------|
| | 1年以下 | 1年超3年以下 | 3年超5年以下 | 5年超7年以下 | 7年超10年以下 | 10年超 (期間の定めのないものを含む) | |
| 国債 | 12,433 | — | — | 9,578 | 1,574 | 3,401 | 26,988 |
| 地方債 | — | — | — | — | — | — | — |
| 社債 | — | — | — | — | — | — | — |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | — |
| 外国証券 | 802 | 403 | — | — | — | 11,380 | 12,586 |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | 76 | 76 |
| 合 計 | 13,236 | 403 | — | 9,578 | 1,574 | 14,858 | 39,651 |

-12 業種別保有株式の額

該当事項はありません。

-13 貸付金の残存期間別の残高

該当事項はありません。

-14 担保別貸付金残高

該当事項はありません。

-15 用途別の貸付金残高及び構成比

該当事項はありません。

-16 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

-17 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

-18 貸付金地域別内訳

該当事項はありません。

-19 国内企業向け貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

-20 劣後特約付貸付金残高

該当事項はありません。

-21 有形固定資産明細表

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 2012年度末 | 2013年度末 |
|------------|-----|---------|---------|
| 土地 | | 219 | 219 |
| | 営業用 | 219 | 219 |
| | 賃貸用 | - | - |
| 建物 | | 161 | 164 |
| | 営業用 | 161 | 164 |
| | 賃貸用 | - | - |
| 建設仮勘定 | | - | - |
| | 営業用 | - | - |
| | 賃貸用 | - | - |
| 合計 | | 380 | 383 |
| | 営業用 | 380 | 383 |
| | 賃貸用 | - | - |
| リース資産 | | - | - |
| その他の有形固定資産 | | 200 | 166 |
| 有形固定資産合計 | | 581 | 550 |

5 特別勘定に関する指標

-1 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

-2 特別勘定資産

該当事項はありません。

-3 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

Ⅲ 業績データ 財産の状況

1 財務諸表

当社は会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について「あらた監査法人」の監査を受けております。

1 貸借対照表

| 科目 | (単位：百万円) | | |
|---------------|---------------------------------|---------------------------|--------------|
| | 年度 2012年度末 (2013年3月31日現在) | 2013年度末 (2014年3月31日現在) | 増減額 |
| 資産の部 | | | |
| 現金及び預貯金 | 6,244 | 3,295 | △ 2,948 |
| 現金 | 1 | 1 | — |
| 預貯金 | 6,243 | 3,294 | △ 2,948 |
| 有価証券 | 32,320 | 39,651 | 7,330 |
| 国債 | 30,106 | 26,988 | △ 3,117 |
| 外国証券 | 2,214 | 12,586 | 10,371 |
| その他の証券 | — | 76 | 76 |
| 有形固定資産 | 581 | 550 | △ 31 |
| 土地 | 219 | 219 | — |
| 建物 | 161 | 164 | 3 |
| その他の有形固定資産 | 200 | 166 | △ 34 |
| 無形固定資産 | 2,248 | 2,271 | 23 |
| ソフトウェア | 819 | 824 | 4 |
| ソフトウェア仮勘定 | 1,085 | 1,218 | 133 |
| のれん | 342 | 228 | △ 114 |
| その他資産 | 4,721 | 5,268 | 546 |
| 未収保険料 | 0 | 0 | — |
| 代理店貸 | 2 | 43 | 41 |
| 再保険貸 | 0 | 0 | 0 |
| 外国再保険貸 | 3 | — | △ 3 |
| 未収金 | 2,599 | 3,157 | 557 |
| 未収収益 | 33 | 30 | △ 3 |
| 預託金 | 146 | 153 | 6 |
| 地震保険預託金 | 8 | 8 | 0 |
| 仮払金 | 1,927 | 1,874 | △ 52 |
| 繰延税金資産 | 1,358 | 1,508 | 150 |
| 貸倒引当金 | △ 56 | △ 43 | 13 |
| 資産の部合計 | 47,417 | 52,501 | 5,084 |

| 科目 | (単位：百万円) | | |
|--------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------|
| | 年度 2012年度末 (2013年3月31日現在) | 2013年度末 (2014年3月31日現在) | 増減額 |
| 負債の部 | | | |
| 保険契約準備金 | 26,998 | 28,587 | 1,589 |
| 支払備金 | 12,094 | 13,066 | 971 |
| 責任準備金 | 14,903 | 15,521 | 617 |
| その他負債 | 3,909 | 4,387 | 478 |
| 共同保険借 | — | 0 | 0 |
| 再保険借 | — | 0 | 0 |
| 外国再保険借 | 44 | 197 | 152 |
| 未払法人税等 | 302 | 98 | △ 203 |
| 預り金 | 29 | 34 | 5 |
| 未払金 | 1,193 | 1,380 | 187 |
| 仮受金 | 2,260 | 2,538 | 278 |
| 資産除去債務 | 77 | 87 | 9 |
| その他の負債 | 2 | 50 | 48 |
| 退職給付引当金 | 1,257 | 1,522 | 265 |
| 役員退職慰労引当金 | 65 | 56 | △ 8 |
| 賞与引当金 | 261 | 341 | 80 |
| 特別法上の準備金 | 32 | 49 | 16 |
| 価格変動準備金 | 32 | 49 | 16 |
| 繰延税金負債 | — | — | — |
| 負債の部合計 | 32,524 | 34,945 | 2,421 |
| 純資産の部 | | | |
| 資本金 | 17,221 | 17,221 | — |
| 資本剰余金 | 15,721 | — | △ 15,721 |
| 資本準備金 | 15,721 | — | △ 15,721 |
| 利益剰余金 | △ 18,429 | △ 168 | 18,260 |
| その他利益剰余金 | △ 18,429 | △ 168 | 18,260 |
| 繰越利益剰余金 | △ 18,429 | △ 168 | 18,260 |
| 株主資本合計 | 14,513 | 17,053 | 2,539 |
| その他有価証券評価差額金 | 379 | 503 | 123 |
| 評価・換算差額等合計 | 379 | 503 | 123 |
| 純資産の部合計 | 14,893 | 17,556 | 2,663 |
| 負債及び純資産の部合計 | 47,417 | 52,501 | 5,084 |

(2013年度の注記事項)

- 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によることとなります。
- 資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、当社内における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法によることとなります。また、のれんについては、5年間で均等償却しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、対象資産の所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した経理部並びに内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づいて、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から費用処理することとしております。

7. 役員退職慰労引当金は役員退職金の支払いに備えるため、内規に基づく当期末の要支給額を計上しております。
8. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づいて計上しております。
9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
10. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は、税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
11. 金融商品の時価等に関する事項は以下のとおりであります。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産の運用にあたっては、保険業法第97条及び保険業法施行規則第47条、48条等の関連法令・規則、及び内規等を遵守しており、安全性、流動性、及び収益性に配慮し、中長期的に安定した収益の確保を目指して、主として債券への投資を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、主に国債と外国証券（社債及び社債等に投資している円貨建外国投資信託を含む）であり、これらは市場リスク及び信用リスクに晒されております。

また、未収金は、主に保険料の収納代行先に対する債権であり、収納代行先の信用リスクに晒されております。なお、預貯金は高格付けの金融機関にて管理しており、未払金は短期間で決済される一般経費が大半であるため、リスクは僅少と考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資産運用に伴うリスクに関する基本事項を定め、社内外に存するリスクに対処し、顧客の資産、株主資本の維持を図ることを基本原則とし、資産運用リスク管理方針を制定しております。また、当方針の円滑な運営に資するため、資産運用規則を制定しております。当規則に従い、資産運用部は適正な運用を行うとともに、資産運用全体のリスクを管理する機関として「ALM・資産運用委員会」を設置し、運用成果及びリスク評価の検証を行っております。各リスクの管理体制は、以下のとおりです。

(信用リスク)

当社の資産運用規則等に従い、有価証券投資は投資段階で投資適格の格付を有する投資先に限定しております。有価証券の格付状況は資産運用部により随時モニタリングがなされ、与信状況によっては、資産運用規則に沿って資産売却の検討がなされます。また、未収金については、経理部が月次で勘定精査を行い、長期滞留の未然防止に努めております。

(市場リスク)

① 金利リスクの管理

ALM・資産運用委員会が定める所定の金利ストレスシナリオ下においても、適正な単体ソルベンシー・マージン比率を維持できるポートフォリオの構築を行っており、当該ストレステスト結果については、四半期毎にALM・資産運用委員会へ報告しております。

② 為替リスクの管理

為替リスクは原則としてヘッジすることとしております。

③ 価格変動リスクの管理

各資産に対する所定のストレスシナリオ下においても、適正な単体ソルベンシー・マージン比率を維持できる投資比率の上限を設定しており、リスク管理部が月次でモニタリングを行っております。

また、経理部では、有価証券の時価を定期的にモニタリングしており、時価の顕著な下落が認められた場合には速やかにALM・資産運用委員会にて協議する態勢を整えております。

(流動性リスク)

当社では、必要な手元流動性所要額を資産運用リスク管理規則に定め、経理部が、当該所要額の確保状況を随時モニタリングしており、当該検証結果については、四半期毎にリスク管理部へ報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2014年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

| (単位：百万円) | | | |
|-------------------------|----------|--------|-----|
| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
| (1) 現金及び預貯金 | 3,295 | 3,295 | — |
| (2) 有価証券 ^(*) | 39,575 | 39,575 | — |
| その他有価証券 | 39,575 | 39,575 | — |
| (3) 未収金 | 3,157 | 3,157 | — |
| 資産計 | 46,028 | 46,028 | — |
| (4) 未払金 | 1,380 | 1,380 | — |
| 負債計 | 1,380 | 1,380 | — |

(*) 時価を把握することが極めて困難な有価証券は含まれておりません。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預貯金、(3) 未収金及び (4) 未払金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(2) 有価証券

保有有価証券の時価は、日本証券業協会の公表する価格によっております。一部日本証券業協会で公表されない商品については、取引金融機関から提示された価格に

よっております。なお、時価を把握することが極めて困難な有価証券については時価開示の対象としておりません。当該時価を把握することが極めて困難な有価証券の当期末における貸借対照表価額は76百万円であります。

12. 有形固定資産の減価償却累計額は697百万円でありあります。

13. 親会社に対する金銭債権総額は77百万円であり、金銭債務総額は該当ありません。

14. 繰延税金資産の総額は2,855百万円、繰延税金負債の総額は229百万円でありあります。また、繰延税金資産から評価性引当金として1,117百万円を控除してあります。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、繰越欠損金870百万円、IBNR備金718百万円、退職給付引当金468百万円、異常危険準備金457百万円でありあります。繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳はその他有価証券に係る評価差額金223百万円でありあります。「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.30%から30.75%となります。この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)が純額で約53百万円減少し、当期純利益は53百万円減少してあります。

15. 支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

| | |
|------------------------------|-----------|
| (支払備金) | |
| 支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く) | 16,752百万円 |
| 同上に係る出再支払備金 | 3,856百万円 |
| 差引(イ) | 12,895百万円 |
| 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口) | 170百万円 |
| 計(イ+口) | 13,066百万円 |
| (責任準備金) | |
| 普通責任準備金(出再責任準備金控除前) | 17,586百万円 |
| 同上に係る出再責任準備金 | 4,125百万円 |
| 差引(イ) | 13,460百万円 |
| その他の責任準備金(口) | 2,060百万円 |
| 計(イ+口) | 15,521百万円 |

16. 1株当たりの純資産額は50,972円30銭であります。算定上の基礎である純資産額は17,556百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末発行済株式数は344千株であります。

17. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

| | |
|-------------|------------|
| 退職給付債務 | △ 1,567百万円 |
| 未積立退職給付債務 | △ 1,567百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 44百万円 |
| 退職給付引当金 | △ 1,522百万円 |

(2) 退職給付債務等の計算基礎

| | |
|----------------|--------|
| 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| 割引率 | 1.3% |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |

18. 当年度より、アクサ ジャパン ホールディング株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 損益計算書

| 科目 | 年度 | | 増減額 |
|--------------|---|---|-------|
| | 2012年度 (2012年4月1日から 2013年3月31日まで) | 2013年度 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで) | |
| 経常収益 | 30,232 | 32,500 | 2,267 |
| 保険引受収益 | 30,005 | 32,159 | 2,153 |
| 正味収入保険料 | 29,993 | 32,144 | 2,151 |
| 積立保険料等運用益 | 12 | 15 | 2 |
| 資産運用収益 | 190 | 289 | 98 |
| 利息及び配当金収入 | 157 | 299 | 142 |
| 有価証券売却益 | 46 | 4 | △ 41 |
| 積立保険料等運用益振替 | △ 12 | △ 15 | △ 2 |
| その他経常収益 | 35 | 50 | 15 |
| 貸倒引当金戻入額 | － | 13 | 13 |
| その他の経常収益 | 35 | 37 | 2 |
| 経常費用 | 28,385 | 30,159 | 1,774 |
| 保険引受費用 | 18,934 | 19,626 | 691 |
| 正味支払保険金 | 17,638 | 18,681 | 1,042 |
| 損害調査費 | 2,641 | 2,793 | 152 |
| 諸手数料及び集金費 | △ 3,204 | △ 3,437 | △ 232 |
| 支払備金繰入額 | 563 | 971 | 407 |
| 責任準備金繰入額 | 1,295 | 617 | △ 677 |
| その他保険引受費用 | 0 | 0 | 0 |
| 資産運用費用 | 2 | 4 | 1 |
| 有価証券売却損 | － | 0 | 0 |
| 為替差損 | 2 | 2 | 0 |
| その他運用費用 | － | 0 | 0 |
| 営業費及び一般管理費 | 9,419 | 10,528 | 1,108 |
| その他経常費用 | 28 | 0 | △ 27 |
| 貸倒引当金繰入額 | 27 | － | △ 27 |
| 貸倒損失 | 0 | 0 | 0 |
| その他の経常費用 | 0 | 0 | △ 0 |
| 経常利益 | 1,847 | 2,340 | 492 |
| 特別利益 | 20 | 36 | 16 |
| 固定資産処分益 | 3 | 2 | △ 1 |
| その他特別利益 | 16 | 34 | 17 |
| 特別損失 | 20 | 18 | △ 2 |
| 固定資産処分損 | 2 | 2 | △ 0 |
| 特別法上の準備金繰入額 | 6 | 16 | 10 |
| (価格変動準備金繰入額) | (6) | (16) | (10) |
| その他特別損失 | 12 | － | △ 12 |
| 税引前当期純利益 | 1,846 | 2,358 | 511 |
| 法人税及び住民税 | 200 | 22 | △ 177 |
| 法人税等調整額 | △ 1,535 | △ 203 | 1,331 |
| 法人税等合計 | △ 1,335 | △ 181 | 1,153 |
| 当期純利益 | 3,181 | 2,539 | △ 642 |

(単位：百万円)

(2013年度の注記事項)

1. 親会社との取引による収益総額は5百万円であり、費用総額は該当ありません。

2. ①正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|--------|-----------|
| 収入保険料 | 42,796百万円 |
| 支払再保険料 | 10,652百万円 |
| 差引 | 32,144百万円 |

②正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|--------|-----------|
| 支払保険金 | 24,087百万円 |
| 回収再保険金 | 5,406百万円 |
| 差引 | 18,681百万円 |

③諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|-------------|------------|
| 支払諸手数料及び集金費 | 638百万円 |
| 出再保険手数料 | 4,075百万円 |
| 差引 | △ 3,437百万円 |

④支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|-------------------------------------|----------|
| 支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く) | 1,608百万円 |
| 同上に係る出再支払備金繰入額 | 655百万円 |
| 差引(イ) | 952百万円 |
| 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る 支払備金繰入額(口) | 18百万円 |
| 計(イ+口) | 971百万円 |

3. 1株当たりの当期純利益は7,372円77銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は2,539百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は344千株であります。なお、潜在株式がないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は算出しておりません。

4. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は313百万円であり、その内訳は次のとおりです。

| | |
|----------------|--------|
| 勤務費用 | 229百万円 |
| 利息費用 | 18百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 66百万円 |
| 退職給付費用 | 313百万円 |

5. その他特別利益は、旭川市等からの企業立地に係る助成金収入が34百万円であります。

6. 関連当事者との取引

兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------|-------------------------|-------|-------|------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------|---------------|
| 親会社の子会社 | アクサ生命保険株式会社 | 東京都港区 | 生命保険業 | — | 代理店手数料・事務費等 | 247 | 代理店貸 未払金 | 24 12 |
| 親会社の子会社 | アクサ・グローバル・ ピー・アンド・シー | フランス | 保険業 | — | 出再保険料 出再手数料 出再保険金 | 10,533 4,059 5,365 | 外国再保険借 | 183 |

(注) 1. 取引金額、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等：取引については、通常行われている取引条件等に基づき決定しております。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3 キャッシュ・フロー計算書

| 科目 | 年度 | | 増減額 |
|----------------------------------|---|---|----------|
| | 2012年度 (2012年4月1日から 2013年3月31日まで) | 2013年度 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで) | |
| (単位：百万円) | | | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税引前当期純利益 (△は損失) | 1,846 | 2,358 | 511 |
| 減価償却費 | 691 | 425 | △ 265 |
| のれん償却額 | 114 | 114 | - |
| 支払備金の増減額 (△は減少) | 563 | 971 | 407 |
| 責任準備金等の増減額 (△は減少) | 1,295 | 617 | △ 677 |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少) | 27 | △ 13 | △ 40 |
| 退職給付引当金の増減額 (△は減少) | 258 | 265 | 7 |
| 役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少) | 4 | △ 8 | △ 12 |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | 34 | 80 | 45 |
| 価格変動準備金の増減額 (△は減少) | 6 | 16 | 10 |
| 利息及び配当金収入 | △ 157 | △ 299 | △ 142 |
| 有価証券関係損益 (△は益) | △ 46 | △ 4 | 42 |
| その他運用費用 | - | 0 | 0 |
| 為替差損益 (△は益) | 2 | 2 | 0 |
| 有形固定資産関係損益 (△は益) | △ 1 | △ 0 | 0 |
| その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加) | △ 421 | △ 655 | △ 233 |
| その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少) | 218 | 603 | 385 |
| 小 計 | 4,436 | 4,474 | 37 |
| 利息及び配当金の受取額 | 246 | 285 | 39 |
| その他 | - | - | - |
| 法人税等の支払額 | 5 | △ 324 | △ 330 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 4,688 | 4,435 | 253 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 預貯金の純増加額 | 1,000 | 1,000 | - |
| 有価証券の取得による支出 | △ 57,071 | △ 27,153 | 29,918 |
| 有価証券の売却・償還による収入 | 52,104 | 20,020 | △ 32,084 |
| 資産運用活動計 | △ 3,967 | △ 6,132 | △ 2,165 |
| (営業活動及び資産運用活動計) | 721 | △ 1,696 | △ 2,418 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 198 | △ 63 | 134 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 51 | 45 | △ 6 |
| その他 | △ 432 | △ 233 | 198 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 4,546 | △ 6,384 | 1,838 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | - | - | - |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | - | - | - |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 142 | △ 1,948 | △ 2,091 |
| 現金及び現金同等物期首残高 | 5,101 | 5,244 | 142 |
| 現金及び現金同等物期末残高 | 5,244 | 3,295 | △ 1,948 |

(注) 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係
(2014年3月31日現在)

| | |
|------------------|-------------|
| 現金及び預貯金 | 3,295百万円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | - 百万円 |
| 有価証券 | 39,651百万円 |
| 現金同等物以外の有価証券 | △ 39,651百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 3,295百万円 |

2. 重要な非資金取引は該当ありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

4 株主資本等変動計算書

2012年4月1日から2013年3月31日まで

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|---------------|------------|-------------|---------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 17,221 | 15,721 | 15,721 | △ 21,610 | △ 21,610 | 11,332 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 準備金から剰余金への振替 | - | - | - | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | - | 3,181 | 3,181 | 3,181 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 3,181 | 3,181 | 3,181 |
| 当期末残高 | 17,221 | 15,721 | 15,721 | △ 18,429 | △ 18,429 | 14,513 |
| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 | | | |
| | その他有価証券評価差額金等 | 評価・換算差額等合計 | | | | |
| 当期首残高 | | 196 | 196 | | 11,528 | |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 準備金から剰余金への振替 | | - | - | | - | |
| 当期純利益 | | - | - | | 3,181 | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | 183 | 183 | | 183 | |
| 当期変動額合計 | | 183 | 183 | | 3,364 | |
| 当期末残高 | | 379 | 379 | | 14,893 | |

2013年4月1日から2014年3月31日まで

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|---------------|------------|-------------|---------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 17,221 | 15,721 | 15,721 | △ 18,429 | △ 18,429 | 14,513 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 準備金から剰余金への振替 | - | △ 15,721 | △ 15,721 | 15,721 | 15,721 | - |
| 当期純利益 | - | - | - | 2,539 | 2,539 | 2,539 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | △ 15,721 | △ 15,721 | 18,260 | 18,260 | 2,539 |
| 当期末残高 | 17,221 | - | - | △ 168 | △ 168 | 17,053 |
| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 | | | |
| | その他有価証券評価差額金等 | 評価・換算差額等合計 | | | | |
| 当期首残高 | | 379 | 379 | | 14,893 | |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 準備金から剰余金への振替 | | - | - | | - | |
| 当期純利益 | | - | - | | 2,539 | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | 123 | 123 | | 123 | |
| 当期変動額合計 | | 123 | 123 | | 2,663 | |
| 当期末残高 | | 503 | 503 | | 17,556 | |

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | (単位：千株) | | | |
|-------|---------|---------|---------|--------|
| | 前期末株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 344 | - | - | 344 |

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5 1 株当たり配当等

| 区分 | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
|-------------|----|--------------|--------------|--------------|
| 1 株当たり配当金 | | -円-銭 | -円-銭 | -円-銭 |
| 配当性向 | | - | - | - |
| 1 株当たり当期純利益 | | 2,778 円 04 銭 | 9,237 円 45 銭 | 7,372 円 77 銭 |

(注) 1 株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数 (加重平均)}}$ により算出しております。

6 1 株当たり純資産額

(単位：千円)

| 区分 | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
|------------|----|--------|--------|--------|
| 1 株当たり純資産額 | | 33 | 43 | 50 |

7 1 人当たり総資産

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
|---------------|----|--------|--------|--------|
| 従業員 1 人当たり総資産 | | 67 | 69 | 73 |

2 | リスク管理債権

該当事項はありません。

3 | 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

4 | 債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

5 保険金等の支払い能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円、％）

| 区分 | 年度 | 2012年度 (2013年3月31日) | 2013年度 (2014年3月31日) |
|-------------------------------------|--|------------------------|------------------------|
| (A) 単体ソルベンシー・マージン総額 | | 16,369 | 19,111 |
| 資本金又は基金等 | | 14,513 | 17,053 |
| 価格変動準備金 | | 32 | 49 |
| 危険準備金 | | 0 | 0 |
| 異常危険準備金 | | 1,468 | 1,498 |
| 一般貸倒引当金 | | - | - |
| その他有価証券の評価差額（税効果控除前） | | 494 | 654 |
| 土地の含み損益 | | △ 141 | △ 143 |
| 払戻積立金超過額 | | - | - |
| 負債性資本調達手段等 | | - | - |
| 払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段のうち、マージンに算入されない額 | | - | - |
| 控除項目 | | - | - |
| その他 | | - | - |
| (B) 単体リスクの合計額 | $\sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2} + R_5+R_6$ | 4,181 | 4,535 |
| 一般保険リスク（R ₁ ） | | 3,651 | 3,862 |
| 第三分野保険の保険リスク（R ₂ ） | | - | - |
| 予定利率リスク（R ₃ ） | | 0 | 0 |
| 資産運用リスク（R ₄ ） | | 804 | 1,276 |
| 経営管理リスク（R ₅ ） | | 142 | 163 |
| 巨大災害リスク（R ₆ ） | | 300 | 304 |
| (C) 単体ソルベンシー・マージン比率 | $[(A) / \{ (B) \times 1/2 \}] \times 100$ | 782.8 | 842.7 |

（注）「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率であります。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

○損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

○こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（上表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化を図るため、2011年度末(2012年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されております。

○「通常の予測を超える危険」とは次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保険引受上の危険（一般保険リスク）（第三分野保険の保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
- ② 予定利率上の危険（予定利率リスク）：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③ 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

④ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの

⑤ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

○「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み損益の一部等の総額であります。

○単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされております。

6 時価情報等

1 有価証券

-1 売買目的有価証券

該当事項はありません。

-2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

-3 その他有価証券で時価のあるもの

| | | (単位：百万円) | | | | | |
|----------------------|--------|----------|----------|-----|---------|----------|-----|
| | | 2012年度末 | | | 2013年度末 | | |
| 区分 | 年度 | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 差額 | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 公社債 | 19,666 | 20,207 | 540 | 23,804 | 24,273 | 469 |
| | 株式 | - | - | - | - | - | - |
| | 外国証券 | 2,204 | 2,214 | 9 | 12,325 | 12,586 | 260 |
| | その他の証券 | - | - | - | - | - | - |
| | 小計 | 21,871 | 22,421 | 550 | 36,130 | 36,860 | 729 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 公社債 | 9,899 | 9,899 | △0 | 2,718 | 2,715 | △3 |
| | 株式 | - | - | - | - | - | - |
| | 外国証券 | - | - | - | - | - | - |
| | その他の証券 | - | - | - | - | - | - |
| | 小計 | 9,899 | 9,899 | △0 | 2,718 | 2,715 | △3 |
| 合計 | | 31,770 | 32,320 | 549 | 38,848 | 39,575 | 726 |

-4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(2) その他有価証券

| | | (単位：百万円) | |
|--------|----|----------|--------|
| 区分 | 年度 | 2012年度 | 2013年度 |
| 公社債 | | - | - |
| 株式 | | - | - |
| 外国証券 | | - | - |
| その他の証券 | | - | 76 |
| 合計 | | - | 76 |

2 金銭の信託

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引

(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

4 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5 先物外国為替取引

該当事項はありません。

6 有価証券関連デリバティブ取引

(7に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

7 金融取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)

該当事項はありません。

代表者による財務諸表の確認

『本ディスクロージャー誌に掲載の財務諸表の適正性及びそれらの作成に係る内部監査の有効性は、当社の代表取締役社長が確認を行っております。』

IV 会社概要

- 設立 1998年6月
- 資本金 172億21百万円
- 総資産 525億1百万円
- 本社所在地 東京都台東区寿2-1-13

1 株主・株式の状況

1 基本事項

- 定時株主総会開催時期 4月1日から4か月以内
- 決算期 3月31日
- 公告の方法 官報に掲載
ただし、保険業法の規定により行う公告は、東京都内で発行する産業経済新聞に掲載。
決算公告については、当社のWebサイト
(<http://www.axa-direct.co.jp/company/ir/>)
において提供いたします。

2 大株主の状況

2014年7月1日 現在

| 氏名または名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行株式総数に対する 所有株式数の割合(%) |
|----------------------|---------------|----------|---------------------------|
| アクサ ジャパン ホールディング株式会社 | 東京都港区白金1-17-3 | 344,430 | 100 |
| 計 | - | 344,430 | 100 |

3 資本金

| 年月日 | 発行済株式数(株) | 資本金(百万円) | 摘要 |
|------------|-----------|----------|----|
| 2007年3月29日 | 344,430 | 17,221.5 | 増資 |

4 最近の社債発行

該当事項はありません。

2 役員の状況

取締役および監査役 2014年7月1日 現在

取締役

| | |
|--------------|-----------------|
| 取締役会長(社外取締役) | 西浦 裕二 |
| 代表取締役社長 CEO | 藤井 靖之 |
| 取締役 | 齋藤 貴之 |
| 取締役 | ニコラ・エブラン |
| 取締役(社外取締役) | ジャン＝ルイ・ローラン・ジョシ |

| | |
|------------|----------------|
| 取締役(社外取締役) | 松田 貴夫 |
| 取締役(社外取締役) | ザビエ・ヴェイリー |
| 監査役 | |
| 常勤監査役 | 足立 正之 |
| 監査役(社外監査役) | ジル・フロマジョ |
| 監査役(社外監査役) | アデリア・マルチネス・オラヤ |

3 従業員の状況

2014年7月1日 現在

| | |
|--------|-------|
| 従業員数 | 718名 |
| 平均年齢 | 37.0歳 |
| 平均勤続年数 | 5.2年 |

1 採用方針

当社の採用方針は、AXAグループのダイバーシティ・ポリシーに則り、人材の多様性が企業を活性化し継続的成長を実現させていくという信念と、人権尊重の精神に基づいています。採用にあたっては、職務に必要なスキルや経験、職務への適性やポテンシャル等を考慮しつつ、人物本位の選考を行っています。

会社設立より蓄積してきたノウハウや醸成してきた自由闊達な

企業風土を継承し、更なる発展へとつなげるため、新卒を含む若手・未経験者の採用に注力しています。特に、今後のビジネス展開のキーとなる、グローバル化&デジタル化に備え、専門分野に精通した次世代リーダーの採用を目指しています。また、CR(コーポレートレスポンスイビリティ=企業の社会的責任)の観点から、障がい者採用にも積極的に取り組んでいます。

2 研修制度とキャリアパス

当社は、開業以来、着実に成長を続けている非常に活気に満ちた社風で、創設期から従事している社員や意欲ある若手社員の中から多くの管理職が育っています。さらに、AXAグループが表明する“Ambition AXA”達成への人材育成の方針として、管理職のみならず、すべての社員がリーダーシップを発揮して主体的・建設的に行動することで“持続可能な成果”が実現されるとし、信頼と成果を重視する企業文化の醸成を促進しています。当社では、社員一人ひとりがAXAグループのビジョンおよび当社のビジネスモデルを深く理解し、ビジネスの発展に貢献するとともに、自身のキャリアを伸ばせるよう、充実した研修とキャリアパスのチャンスを提供しています。

研修制度は、階層・職務別の研修や社員共通の集合研修などを体系化しています。階層別研修では、新人層への主要な知識習得、若手層へのモチベーションアップ、中堅層へのコア人材としての意識向上、管理職へのマネジメントスキル習熟といったテーマがあります。また、当社のビジネスモデルに即した電話コミュニケーションやサービス向上に向けたスキル研修、知識・

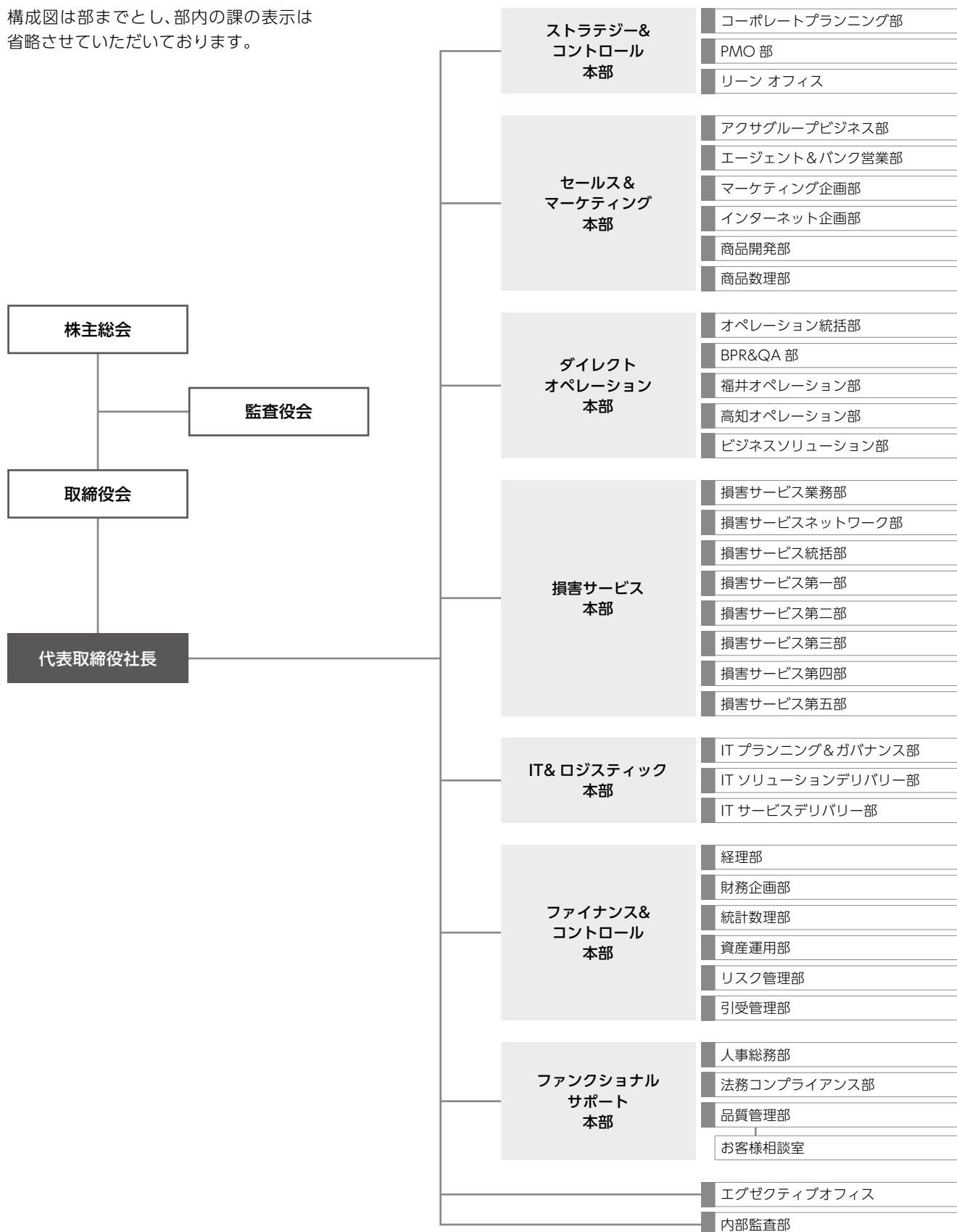
経験豊富な従業員講師による商品勉強会、コンプライアンス(法令遵守)のeラーニング等、職務におけるニーズや職場環境の変化、研修効果等に合わせ、さまざまなプログラムと実施形態を用意しています。次世代リーダーの育成では、AXA大学(AXAグループの海外研修機関)プログラム等を通して、グローバルな視点と実践的リーダーシップの会得を目指します。さらに、AXA大学プログラムの日本開催を促進させ、アクサのリーダーシップスタイルの浸透に取り組んでいます。

人事制度については、「自己申告制度」や「社内公募制度」によって、従業員のキャリア開発をサポートするとともに、柔軟で生産性の高い会社組織を実現させます。また、近年グループ主体で発足した若手人材のグループ間交換育成制度への参画により、世界にフィールドを広げたキャリア形成とネットワーク構築を支援します。

従業員からも「選ばれる企業」となるため、“Ambition AXA”の優先課題である人材採用と育成を経営の最重要テーマのひとつと位置づけています。

4 | 会社の組織 2014年7月1日現在

構成図は部までとし、部内の課の表示は省略させていただいております。



5 | 会社の沿革

アクサ損害保険は、AXAグループの100%出資により1998年に日本法人として設立されました。1999年4月に通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より販売を本格的に開始しました。2004年12月、アクサ ジャパン ホールディングの100%子会社となり、ホールディング傘下において損害保険分野を担う会社として業務を展開しています。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスの提供に努めています。

沿革

| | | |
|-------|-----|---|
| 1998年 | 6月 | 会社設立 |
| | 10月 | 損害保険事業免許取得 |
| | 11月 | ユニオン・デ・ザシュランス・ド・パリ・イ・ア・エール・デ(U A P 保険会社)日本支店の保険業務を包括移転により継承 |
| 1999年 | 5月 | 有明にコンタクトセンターを開設 |
| 2002年 | 2月 | ロイヤル・エクスチェンジ・アッシュアランス(R E A)日本支店の保険業務を包括移転により継承 |
| 2004年 | 2月 | 福井県にコンタクトセンターを開設 |
| | 12月 | 株式交換により親会社がアクサ・エス・アーからアクサ ジャパン ホールディング株式会社(持株会社)へ変更 |
| 2005年 | 6月 | 高知県にコンタクトセンターを開設 |
| 2007年 | 1月 | 横浜オフィスを開設 |
| 2010年 | 4月 | 大阪オフィスを開設 |
| | 5月 | 東京都台東区へ本社を移転 |
| 2011年 | 2月 | 福岡オフィスを開設 |
| | 9月 | 名古屋オフィスを開設 |
| 2012年 | 5月 | 仙台オフィスを開設 |
| | 10月 | 高知県に事務センターを開設 |
| 2013年 | 3月 | 北海道にコンタクトセンターを開設 |
| | 11月 | 札幌オフィス開設 |

6 企業概要

アクサ ジャパン ホールディング株式会社

2000年3月7日、アクサ生命と日本団体生命(商号変更後:アクサグループプライフ生命)が、株式移転方式で設立した日本初の保険持株会社。株式の99%をAXAが保有する(間接保有を含む)AXAのメンバーカンパニーです。子会社であるアクサ生命、アクサダイレクト生命、アクサ損害保険を連結する持株会社で子会社各社の経営管理・監督を行っています。

また資産運用などを行う他のAXAのメンバーカンパニーと連携して、日本のお客さまをサポートするフィナンシャル・プロテクション事業を展開しています。

本社:〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー
03-6737-7700(代表)

設立:2000年3月

資本金:2,087億円

発行済株式数:7,852千株

事業内容:子会社の経営管理・監督

役員

| | |
|--------------------------|-----------------|
| 取締役会長(社外取締役) | ジョージ・スタンスフィールド |
| 取締役(社外取締役) | 西浦 裕二 |
| 取締役(社外取締役) | 八木 哲雄 |
| 取締役(社外取締役) | ピーター・スティガント |
| 取締役 代表執行役社長兼CEO | ジャン=ルイ・ローラン・ジョシ |
| 取締役 執行役兼損害保険部門長 | 藤井 靖之 |
| 執行役兼チーフファイナンシャル オフィサー | 住谷 貢 |
| 執行役兼チーフオペレーティング オフィサー | マーク・プロティエール |

アクサ生命保険株式会社

アクサ生命は1994年に世界最大級の保険・資産運用グループAXAの日本法人として設立され、2000年に日本団体生命(商号変更後:アクサグループプライフ生命)と経営統合、2005年に合併し、2009年のアクサ フィナンシャル生命との合併を経て、事業規模を大幅に拡大しました。現在は顧客セグメントに応じた5つの販売チャネル(アクサCCI、アクサFA、アクサコーポレート、アクサエージェント、アクサ金融法人)に専門の教育を受けた社員を配置し、お客さまやビジネスパートナーのニーズに合わせたアドバイスと最適なソリューションをご提供しています。

本社:〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー
03-6737-7777(代表)

設立:1994年7月

資本金:605億円

発行済株式数:210千株

事業内容:生命保険業

役員

| | |
|--------------------------------------|-----------------|
| 取締役会長(社外取締役) | 西浦 裕二 |
| 取締役(社外取締役) | 八木 哲雄 |
| 取締役(社外取締役) | ピーター・スティガント |
| 取締役 代表執行役社長兼CEO | ジャン=ルイ・ローラン・ジョシ |
| 取締役 代表執行役副社長兼 チーフディストリビューションオフィサー | 幸本 智彦 |
| 取締役 専務執行役兼 チーフマーケティングオフィサー | 松田 貴夫 |
| 取締役 執行役兼 チーフオペレーティングオフィサー | マーク・プロティエール |
| 取締役 執行役兼 チーフファイナンシャルオフィサー | 住谷 貢 |
| 執行役兼人事部門長 | 種村 尚 |
| 執行役ジェネラル・カウンセラー兼 法務・コンプライアンス部門長 | 松田 一隆 |
| 執行役兼広報部門長兼 危機管理・事業継続部門長 | 小笠原 隆裕 |

アクサダイレクト生命保険株式会社

アクサダイレクト生命は、2008年4月より営業を開始した日本初のインターネット専業生命保険会社です。アクサ ジャパン ホールディング、SBIホールディングス、ソフトバンクの出資により設立され、SBIアクサ生命としてスタートしました。2010年2月にSBIホールディングスの保有株をアクサ ジャパン ホールディングが取得し、同社の子会社となったことから、2010年5月ネクステア生命に社名を変更いたしました。そして2013年5月14日、お客さまの利便性を“ダイレクトに”追求する生命保険会社として、アクサダイレクト生命へと生まれ変わりました。

本社:〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4
KDX麹町ビル8階
03-5210-1531(代表)

設立:2006年10月13日

(アクサ ジャパン ホールディング株式会社、SBIホールディングス株式会社、ソフトバンク株式会社の合併会社としてSBI生保設立準備株式会社を資本金5億円(資本準備金含む)で設立)

資本金:87億円

発行済株式数:527千株

事業内容:生命保険業

役員

| | |
|------------|-------|
| 取締役会長(非常勤) | 住谷 貢 |
| 代表取締役社長 | 斎藤 英明 |
| 取締役(非常勤) | 松田 貴夫 |
| 常勤監査役 | 阿部 典達 |
| 監査役(非常勤) | 水村 崇 |
| 監査役(非常勤) | 松田 一隆 |

アクサ損害保険株式会社(アクサダイレクト)

アクサ損害保険(アクサダイレクト)は、AXAグループの100%出資により1998年に設立された損害保険会社です。1999年4月には通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より本格的に販売を開始しました。2004年12月、アクサ ジャパン ホールディングの100%子会社となり、アクサの日本における損害保険分野を担当する会社として業務を展開しています。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスをご提供しています。

本社:〒111-8633 東京都台東区寿二丁目1番13号 偕楽ビル
03-4335-8570(代表)

設立:1998年6月

資本金:172億円

発行済株式数:344千株

事業内容:損害保険業

役員

| | |
|--------------|-----------------|
| 取締役会長(社外取締役) | 西浦 裕二 |
| 代表取締役社長 CEO | 藤井 靖之 |
| 取締役 | 齋藤 貴之 |
| 取締役 | ニコラ・エブラン |
| 取締役(社外取締役) | ジャン=ルイ・ローラン・ジョシ |
| 取締役(社外取締役) | 松田 貴夫 |
| 取締役(社外取締役) | ザビエ・ヴェイリー |
| 常勤監査役 | 足立 正之 |
| 監査役(社外監査役) | ジル・フロマジョ |
| 監査役(社外監査役) | アデリア・マルチネス・オラヤ |

※役員は2014年7月1日現在

損害保険用語の解説(50音順)

か行

【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的として積み立てる準備金です。

【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

【急激かつ偶然な外来の事故】

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故として、交通事故、運動中の転倒、火災・爆発事故等があげられます。

【クーリングオフ】

保険契約の取消し請求権のことです。契約者様がご契約を申し込まれた日またはクーリングオフの説明書を受領された日から、その日を含めて8日以内に保険会社に郵送にて通知すれば、保険契約の申込みの撤回または解除を行うことができます。ただし、契約によってはクーリングオフの対象外となるものもあります。

【経常利益】

正味収入保険料・利息および配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・有価証券売却損・営業費および一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示しています。

【契約の解除】

契約の当事者の一方からの意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、保険契約における解除の効力は、解除時点から将来に向かってのみ生ずることとなります。

【告知義務】

保険契約締結の際に、保険会社が告知を求めた事項（告知事項）について事実を正確に告げなくてはならない義務をいいます。

さ行

【再調達価額】

保険契約の目的と同等の物を新たに取得するのに必要な金額をいいます。

【再保険】

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。

【時価額】

再調達価額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費および一般管理費」、「諸手数料および集金費」を総称していいます。

【示談】

民事上の紛争を裁判によらず、当事者間の話し合いで解決することをいいます。

【指定紛争解決機関】

2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

【重要事項説明書】

契約者が保険契約締結の際に合理的な判断をなすために必要とされる重要な事項を記載した書面です。

【純資産額】

「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」を指します。これは損害保険会社の担保力を示しています。

【正味事業費率】

正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合をいいます。具体的には、損益計算書上の「諸手数料および集金費」に「営業費および一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、「正味収入保険料」で除した割合を指します。

【正味収入保険料】

契約者から直接受け取った保険料（元受正味保険料）に、再保険料を加減し、積立保険料を控除したもので、保険会社が自ら引き受けている部分の危険に相当する保険料のことです。

【正味損害率】

正味収入保険料に対する、支払った正味支払保険金と損害調査費用の合計額の割合をいいます。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、「正味収入保険料」で除した割合を指します。

【責任準備金】

将来生じうる保険金支払い等保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金の総称をいいます。普通責任準備金、異常危険準備金、危険準備金、払戻積立金、契約者配当準備金等があります。

【全損】

保険の目的が完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が保険金額を超えるような場合のことをいいます。

【総資産額】

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」を指します。損害保険会社の保有する資産規模を示しています。

【その他有価証券評価差額金】

「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的などの保有目的で区分し、時価評価等を行っています。

その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券であり、この「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額（いわゆる評価損益）から法人税等相当額を控除したものを、その他有価証券評価差額金といます。財務諸表においては、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

【損害保険大学過程】

「専門コース」と「コンサルティングコース」の2つのコースがあり、試験に合格し所定の要件を充たすと、申請により専門コースの方は「損害保険プランナー」として、コンサルティングコースの方は「損害保険トータルプランナー」として認定されます。

【損害保険募集人一般試験】

保険募集にあたり保険商品に関する重要事項等を正確に説明するための知識を、損害保険募集人が習得しているかを確認するための試験のことをいいます。

損害保険用語の解説(50音順)

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された料率算出団体です。損害保険における公正で妥当な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考純率の算出や、自賠責保険の損害調査等を行っています。

【損害率】

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられています。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

た行

【第三分野】

生命保険および損害保険のどちらの固有分野にも属さない傷害・疾病・介護などの保険分野のことです。

【大数の法則】

個々に見れば偶然な事象でも、多数について見れば、そこに一定の確率が見られるという法則のことです。例えばサイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。火災、交通事故、傷害事故等もそれぞれ非常に多数の建物、車、人について考察すると一定の発生頻度が見られます。この法則は保険料率算出上の統計的基礎となっています。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

単体ソルベンシー・マージン比率は、巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。また、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつであり、通常200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【超過保険・一部保険】

保険金額が保険価額を超えている保険契約を超過保険といい、保険金額が保険価額より少ない保険契約を一部保険といいます。

【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部が共通する複数の保険契約が存在する場合、広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

【通知義務】

保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合に、保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務をいいます。

【当期純利益】

経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税および住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取引によって生じた損益のことをいいます。

【特約】

普通保険約款の規定に追加、変更等を行う約款のことをいいます。

は行

【被保険者】

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。

【被保険利益】

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【分損】

保険の目的の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

【保険価額】

被保険利益を金銭に評価した額であり、保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額のことで、

【保険期間】

保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。

【保険業法】

保険事業の監督法規と保険事業を営む者の組織およびその行為に関する規定を含む法律です。保険事業が健全に運営されることにより、保険契約者等を保護するために制定されています。

【保険金】

保険事故により、損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

【保険金額】

保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。

【保険契約者】

保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金の支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

【保険始期】

保険期間の初日の保険契約の補償が開始されることをいいます。

【保険事故】

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険の目的】

保険をつける対象のことをいいます。自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財がこれにあたります。

【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費用および一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責等に係る法人税相当額です。

【保険法】

保険契約の基本ルールに関する法律です。契約者保護の観点より、さまざまな規定が整備されています。

【保険約款】

保険の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特約とがあります。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭のことです。

【保険料即収の原則】

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約など別に約定がある場合には、この原則は適用されません。

【保険料率】

保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額当たりの保険料の金額で表されています。

ま行

【免責】

保険金がお支払いできないことをいいます。保険会社は、保険事故が発生した場合、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事柄が生じたときは例外としてその義務を免れることとなっています。

【免責金額】

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額です。免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と損害額の全額を支払う方式とがあります。

【免責事由】

保険約款の「保険金を支払わない場合」に規定されている事由のことをいいます。

【免責条項】

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文中に「保険金を支払わない場合」の見出しがつけられています。

【元受保険】

再保険に対する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

【元受正味保険料】

契約者から直接受け取った保険料であり、損害保険会社の売上規模を示す基本的な指標です。

アクサ損害保険の現状2014 (ディスクロージャー誌)

2014年7月発行

アクサ損害保険株式会社

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13
TEL(03)4335-8570 FAX(03)4335-8571

<http://www.axa-direct.co.jp>

本誌は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です



www.axa-direct.co.jp



redefining / standards

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13

TEL 03-4335-8570(代表)

<http://www.axa-direct.co.jp>